



愛荘町こども計画

ふれ愛 ささえ愛 そだち愛

こどもが、親が、地域が輝く希望と笑顔いっぱいのまちづくり



令和7年3月

愛荘町

はじめに

本町では、次代を担うかけがえのない宝物であるこどもを健やかに育てるために、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 3 月に「ふれ愛 ささえ愛 そだち愛 子どもが、親が、地域が育つ希望と笑顔がいっぱいのまちづくり」を基本理念に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、愛荘町の全てのこどもたちの幸せのために地域と学校と行政が一体となった取り組みを進めてまいりました。

令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、次代を担うすべてのこどもたちが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとされています。また、同年 12 月に閣議決定された「こども大綱」には、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる社会として「こどもまんなか社会」をめざすことが定められ、その実現に向けて各都道府県、市町村において「こども計画」を策定することの必要性が示されました。

第 1 期計画の策定から 10 年が経過し、本町におけるこどもたちを取りまく環境は大きく変化しました。このような状況と第 2 期までの計画の進捗やアンケート調査結果より、大きく 5 つの課題を挙げ、町の上位計画、また国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方をふまえ、「ふれ愛 ささえ愛 そだち愛 こどもが、親が、地域が輝く希望と笑顔がいっぱいのまちづくり」をめざすすがたとして、こども施策に関わる事項を定めた「愛荘町こども計画」を新たに策定しました。

この計画を基に、こどもの意見に耳を傾け、またこども自らが企画・立案・発信ができ、こどもを中心として親や地域が輝けるまちづくりに向けて事業を実施していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町内の皆さま、慎重にご審議いただきました「愛荘町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました皆々様に厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

愛荘町長 **有村 国知**

もくじ

I 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の趣旨・背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の対象.....	5
4. 計画の期間.....	5
5. 策定体制.....	6
第2章 こども・子育てを取り巻く現状.....	7
1. 統計による愛荘町の状況.....	7
2. アンケート調査結果の概要.....	14
3. 目標事業量の達成状況.....	22
4. 前回計画の取組状況.....	26
5. 主な課題.....	35
第3章 計画の方向性.....	38
1. 基本理念 ～こどもまんなか社会の実現に向けて～.....	38
2. 基本目標.....	39
II 各論.....	41
第4章 施策の展開.....	42
基本目標1 子育て・教育にかかる支援の充実.....	42
基本目標2 親子、こども・若者の心身の健康づくり.....	44
基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり.....	46
基本目標4 支援が必要なこども・若者への支援.....	48
基本目標5 こどもまんなか社会に向けた意識づくり.....	51
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画.....	53
1. 量の見込みと確保方策.....	53
第6章 推進体制.....	61
1. 計画の推進に向けて.....	61
2. 計画の点検・検証.....	61
資料編.....	62
1. 愛荘町子ども・子育て会議条例.....	62
2. 愛荘町子ども・子育て会議委員名簿.....	64

I 総論

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成 27 年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

愛荘町においても平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校¹の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約²の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「愛荘町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。

¹ 不登校：心理的、情緒的、身体的又は社会的要因等により、登校しない、又はしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、病気又は経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童・生徒」と定義している。

² 児童の権利に関する条約：平成元年の 11 月に国連総会において採択された、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約のこと。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、こども基本法第 10 条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第 10 条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第2項に定める「市町村計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」

■関係法令(こども基本法)抜粋

こども基本法 第 10 条第2項	市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱および都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第 10 条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン

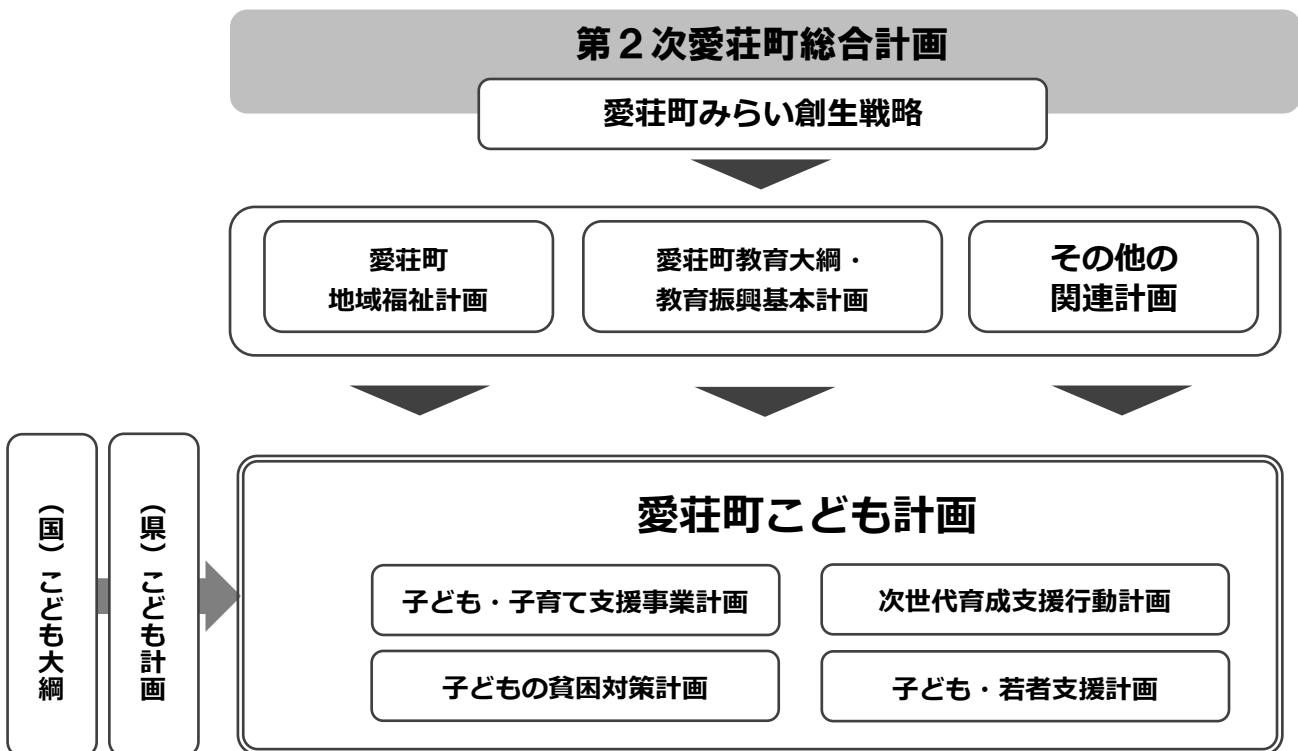
- (1)こどもの権利と尊厳を守る
- (2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイング³を高める
- (3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4)保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5)こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

³ ウェルビーイング: 身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

(2)各種計画等との関係

本計画は、本町の最上位計画である「愛荘町総合計画」の個別計画として位置づけつつ、「愛荘町みらい創生戦略」や、福祉分野における上位計画である「愛荘町地域福祉計画」とともに、「愛荘町障がい者計画・愛荘町障がい福祉計画・愛荘町障がい児福祉計画」、「健康あいしょう21」、「愛荘町男女共同参画推進計画」などの関連計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」ならびに滋賀県における子ども・子育てに関する総合計画である「淡海子ども・若者プラン」を踏まえて策定します。

■上位・関連計画との関係



3. 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表しおおむね0歳～17歳までとします。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者とし、「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者を指します。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

■「こども基本法」抜粋

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5か年とします。

■計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					
愛荘町こども計画					

5. 策定体制

(1) アンケート調査の実施

項目	就学前児童保護者	小学生児童保護者
調査対象者	町内在住の就学前のお子さんがいる保護者	町内在住の小学生のお子さんがいる保護者
調査期間	令和6年1月～2月	令和6年1月～2月
調査方法	WEB と郵送による本人記入方式	WEB と郵送による本人記入方式
配布数	842 件	1,069 件
有効回収数	406 件	583 件
有効回収率	48.2%	54.5%

項目	小中学生	若者	事業所
調査対象者	町内在住の小学6年生と中学2年生	町内在住の令和6年度に成人(18 歳)を迎える方	町内の事業所
調査期間	令和6年1月～2月	令和6年1月～2月	令和6年1月～2月
調査方法	学校にてタブレットで回答	WEB による本人記入方式	WEB と郵送による本人記入方式
配布数	543 件	235 件	79 件
有効回収数	451 件	53 件	40 件
有効回収率	83.1%	22.6%	50.6%

(2) 愛荘町子ども・子育て会議の開催

各分野の代表者、関係機関や住民等で構成される「愛荘町子ども・子育て会議」を開催し、愛荘町の現状、課題、今後の取組等を協議し、計画素案等を審議の上、計画の策定を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたって、計画案を公表し、住民の意見や考えを聞くため、パブリックコメントを実施しました。

第2章

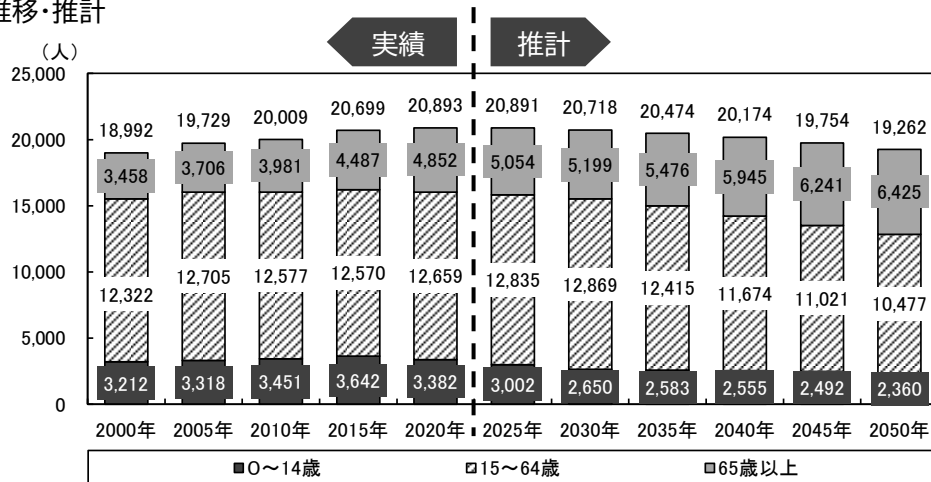
こども・子育てを取り巻く現状

1. 統計による愛荘町の状況

(1) 総人口の推移・推計

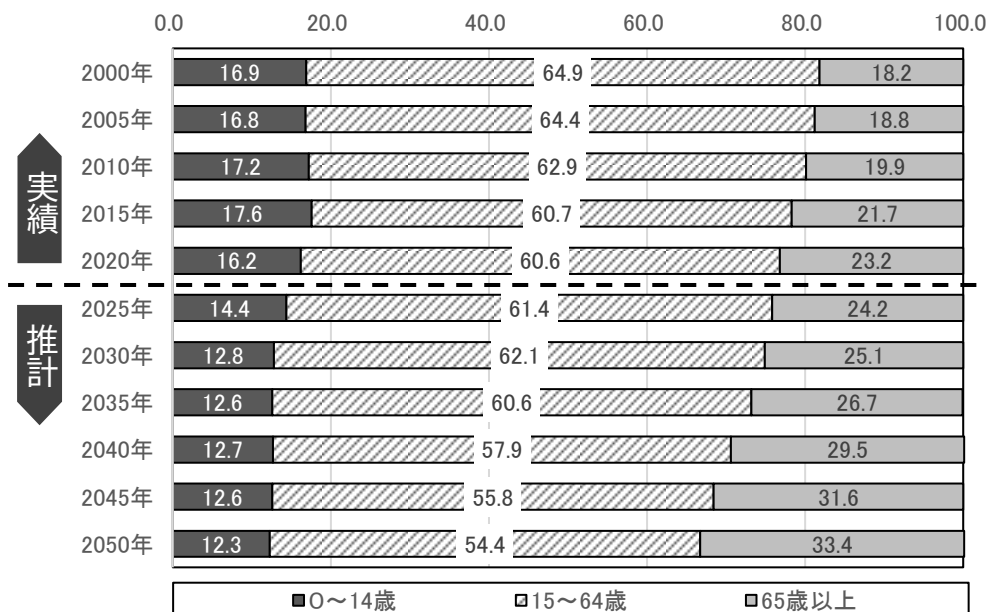
愛荘町の総人口は 2020 年をピークに減少に転じると予想されています。また、14 歳以下の人数については、2030 年までは急激に減少し、その後は緩やかな減少へと落ちつく見込みとなっています。

■ 総人口の推移・推計



資料：2020 年までは国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

■ 総人口の年齢3区分別人口割合の推移・推計

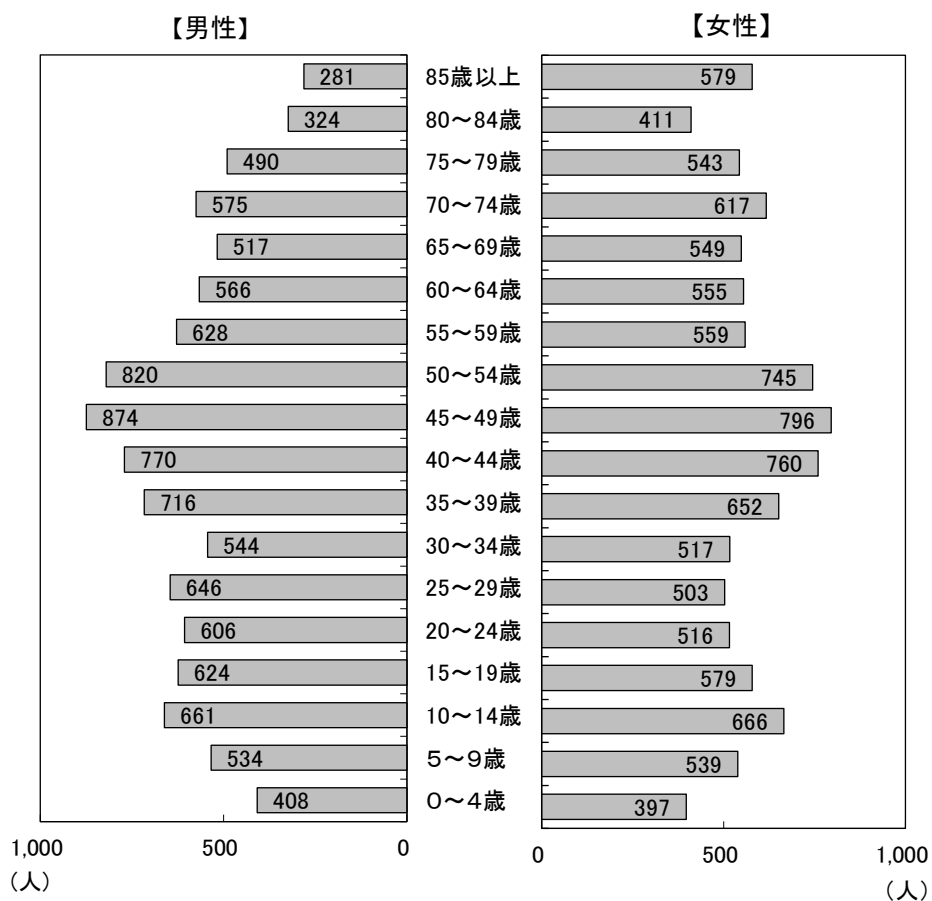


資料：2020 年までは国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

(2)男女・年齢別人口

愛荘町では、現在、40代の人口が最も多くなっています。また、子育て世代が多いため、5～19歳までの年少人口も比較的多くなっています。

■人口ピラミッド(令和6年4月1日現在)

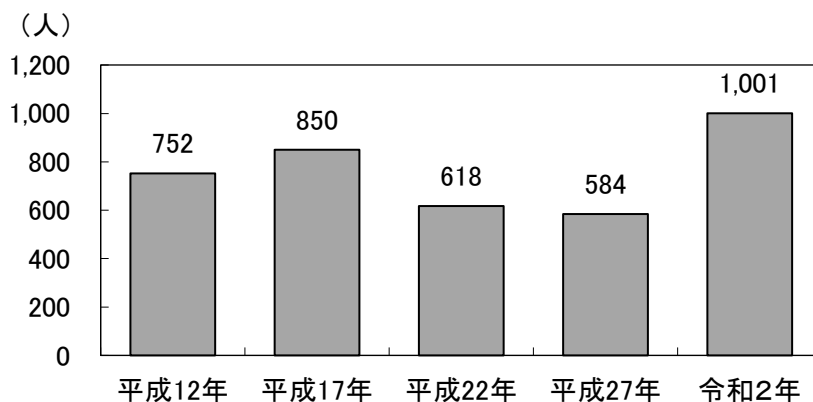


資料:住民基本台帳

(3)外国人登録者数

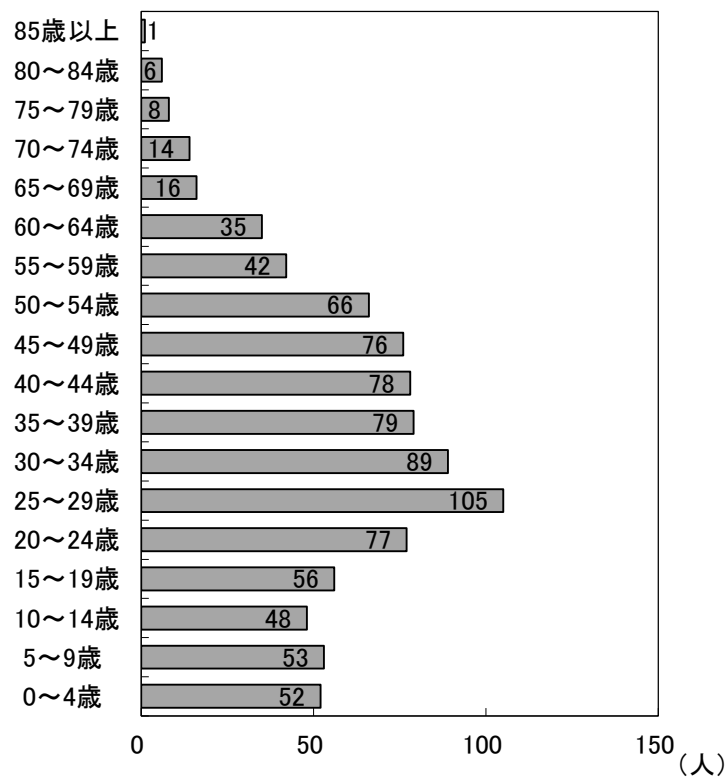
愛荘町の外国人登録者数は増加傾向となっており、25～34歳の子育て世代が多く、年少人口も比較的多くなっています。

■外国人登録者数の推移



資料:国勢調査

■年齢別外国人登録者数

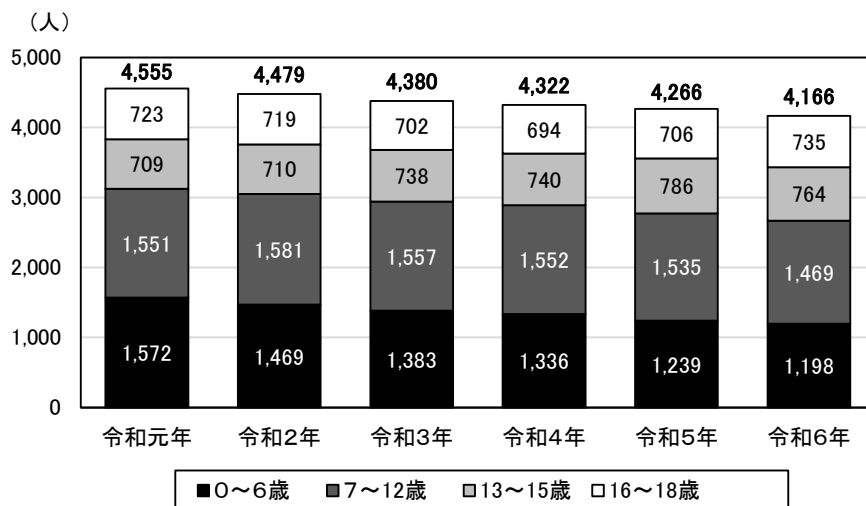


資料:国勢調査(令和2年)

(4)こども人口の推移

愛荘町の13～15歳、16～18歳人口は増加している一方、0～6歳、7～12歳人口は減少を続けています。

■こども人口の推移

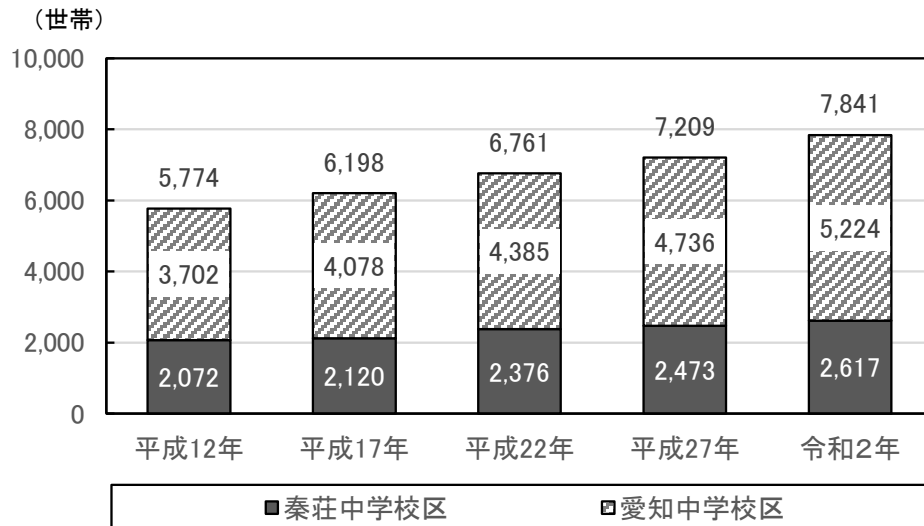


資料:住民基本台帳

(5)世帯数の推移と状況

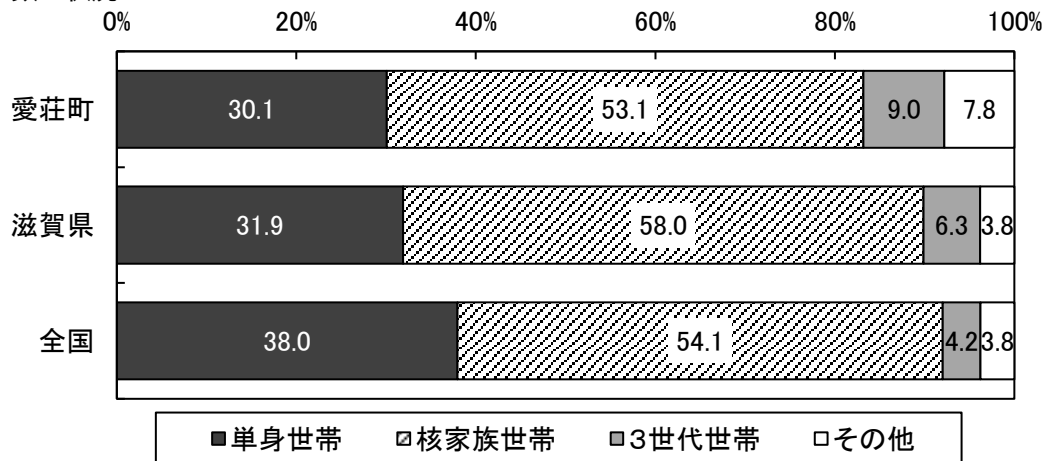
世帯数は年々増加しています。秦荘中学校区、愛知中学校区ともに増加がみられます。また、世帯の状況としては、国や滋賀県に比べて単身世帯が少なく、3世代世帯が多いことが特徴として挙げられます。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

■世帯数の状況



資料：国勢調査(令和2年)

■世帯数の状況の推移

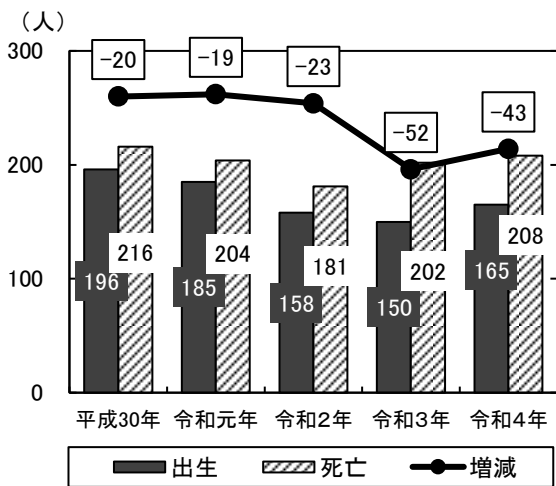
	平成 27 年	令和2年
単身世帯	25.3%	30.1%
核家族世帯	56.2%	53.1%
3世代世帯	13.5%	9.0%
その他	5.0%	7.8%

資料：国勢調査

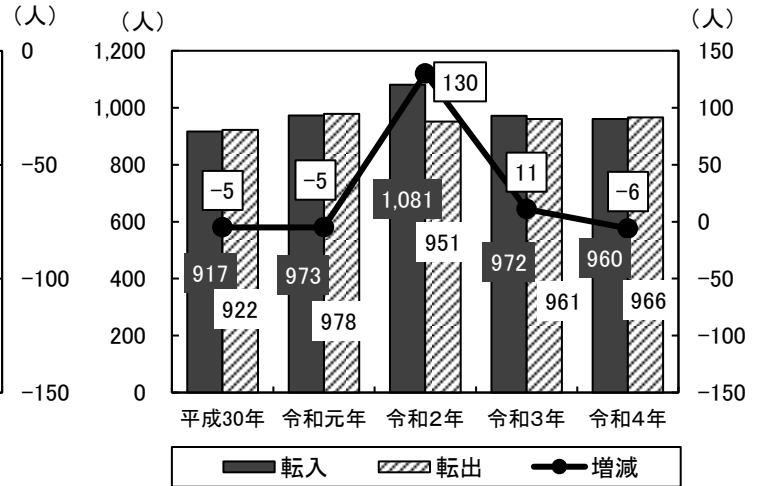
(6)人口動態

出生者数と死亡者数については、死亡が出生を上回る自然減が続いており、その差も拡大傾向にあります。転入者数と転出者数については、令和2年には転入が転出を大幅に上回っていますが、その他の年では概ね転出と転入が同程度となっています。

■出生者数・死亡者数の推移(自然増減)

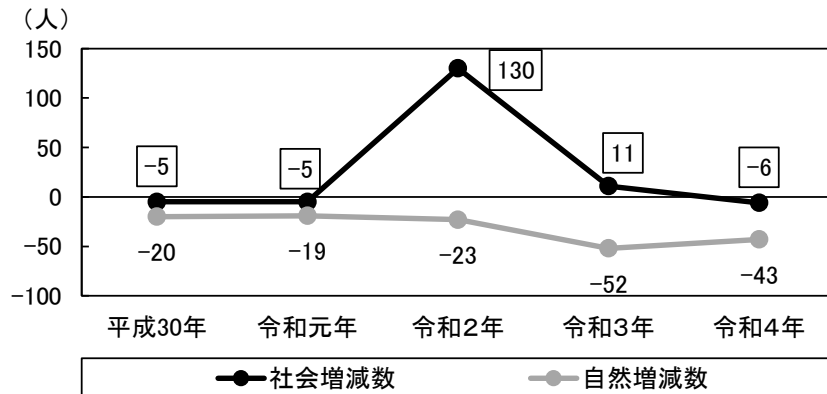


■転入者数・転出者数の推移(社会増減)



資料:住民基本台帳

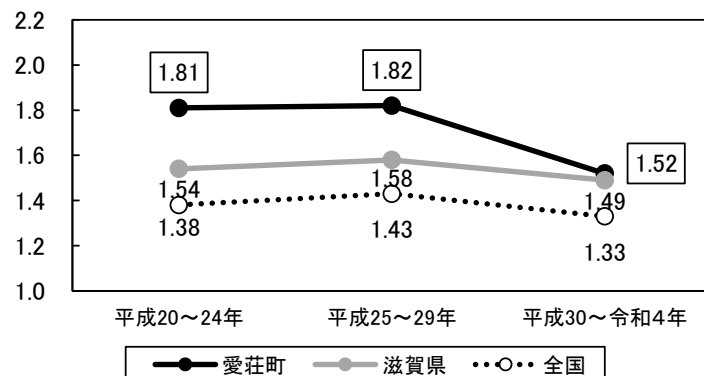
■自然動態・社会動態の推移



資料:住民基本台帳

(7)合計特殊出生率

合計特殊出生率については、愛荘町ではこれまで滋賀県、全国に比べ高い水準で推移してきましたが、直近では滋賀県に近い数値となっています。

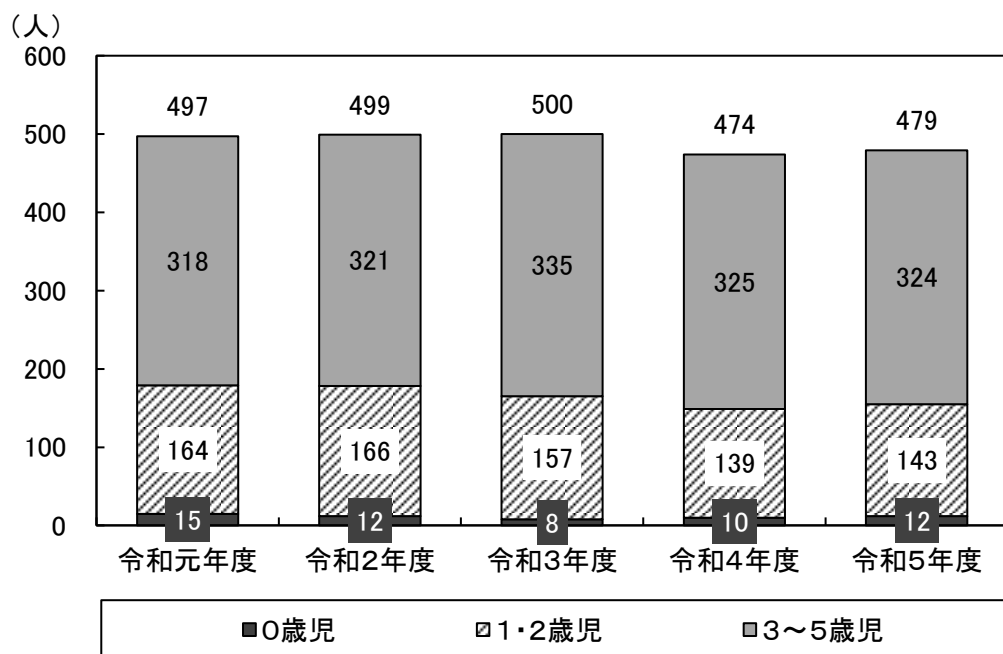


資料:人口動態保健所・市町村別統計

(8) 保育所の状況

保育所の利用者数は全体では減少傾向となっていますが、3～5歳児は増加傾向となっています。

■ 保育所の利用者数

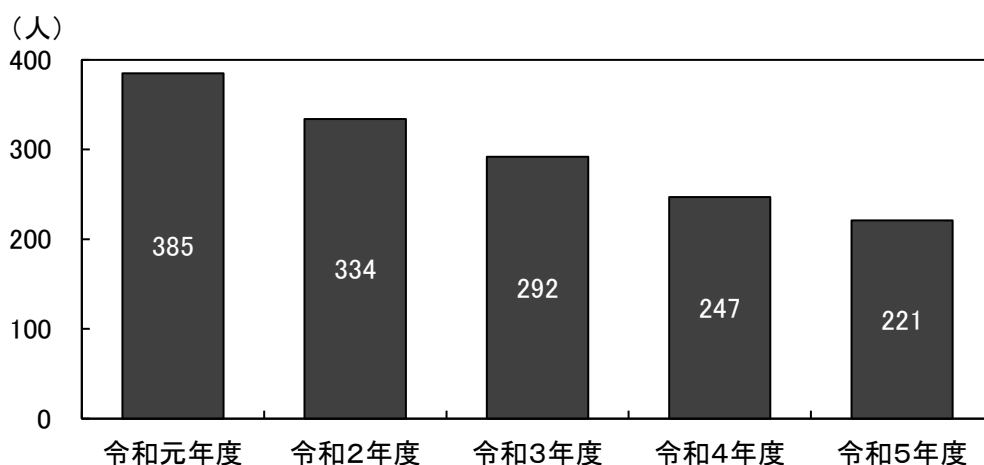


資料：子ども支援課

(9) 幼稚園の状況

幼稚園の利用者数は年々減少しており、令和5年度では 221 人と、令和元年度と比べ 164 人減少しています。

■ 幼稚園の利用者数

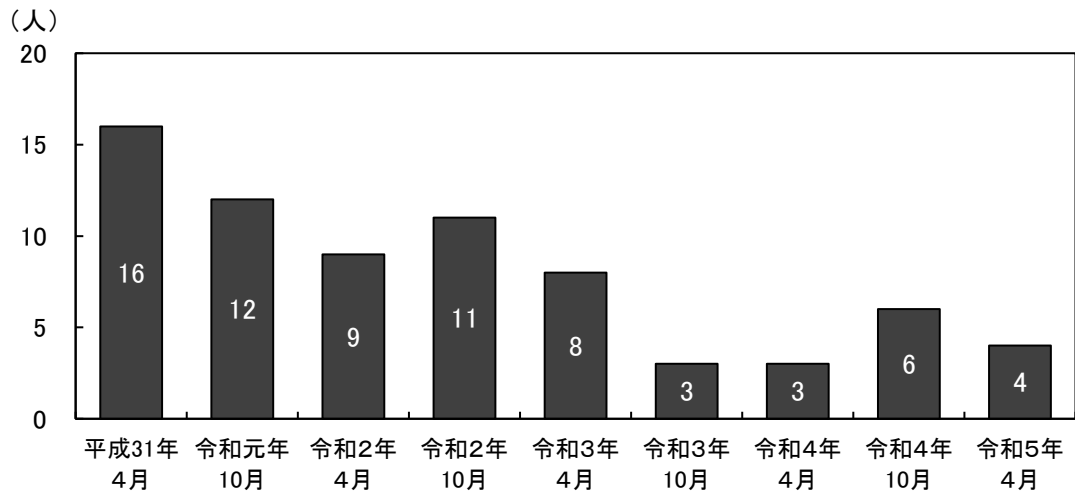


資料：子ども支援課

(10)待機児童⁴数の状況

待機児童数は徐々に減少しており、令和5年4月では4人となっています。

■待機児童数



資料:子ども支援課

(11)小学校の状況

町内4校の小学校の児童数は減少しており、秦荘西小学校、愛知川小学校での減少が大きくなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
秦荘東小学校	273	283	281	292	279
秦荘西小学校	288	270	274	262	251
愛知川東小学校	447	462	461	456	447
愛知川小学校	537	515	509	491	455
児童数計	1,545	1,530	1,525	1,501	1,432

資料:子ども支援課

(12)放課後児童健全育成事業の状況

現在、町内には6か所の放課後児童クラブがあり、児童数は増加傾向にあります。

小学校区	実施施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
秦荘東	秦荘東小学校区学童保育所	23	24	17	18	25
秦荘西	秦荘西小学校区学童保育所	29	27	34	34	37
愛知川東	愛知川東小学校区学童保育所	53	55	52	49	49
愛知川	愛知川小学校区学童保育所	56	59	63	50	58
愛荘町	愛荘町小学校区学童保育所	33	39	31	31	32
愛荘町	スポーツ学童保育所	11	20	29	33	32
児童数計		205	224	226	215	233

資料:子ども支援課

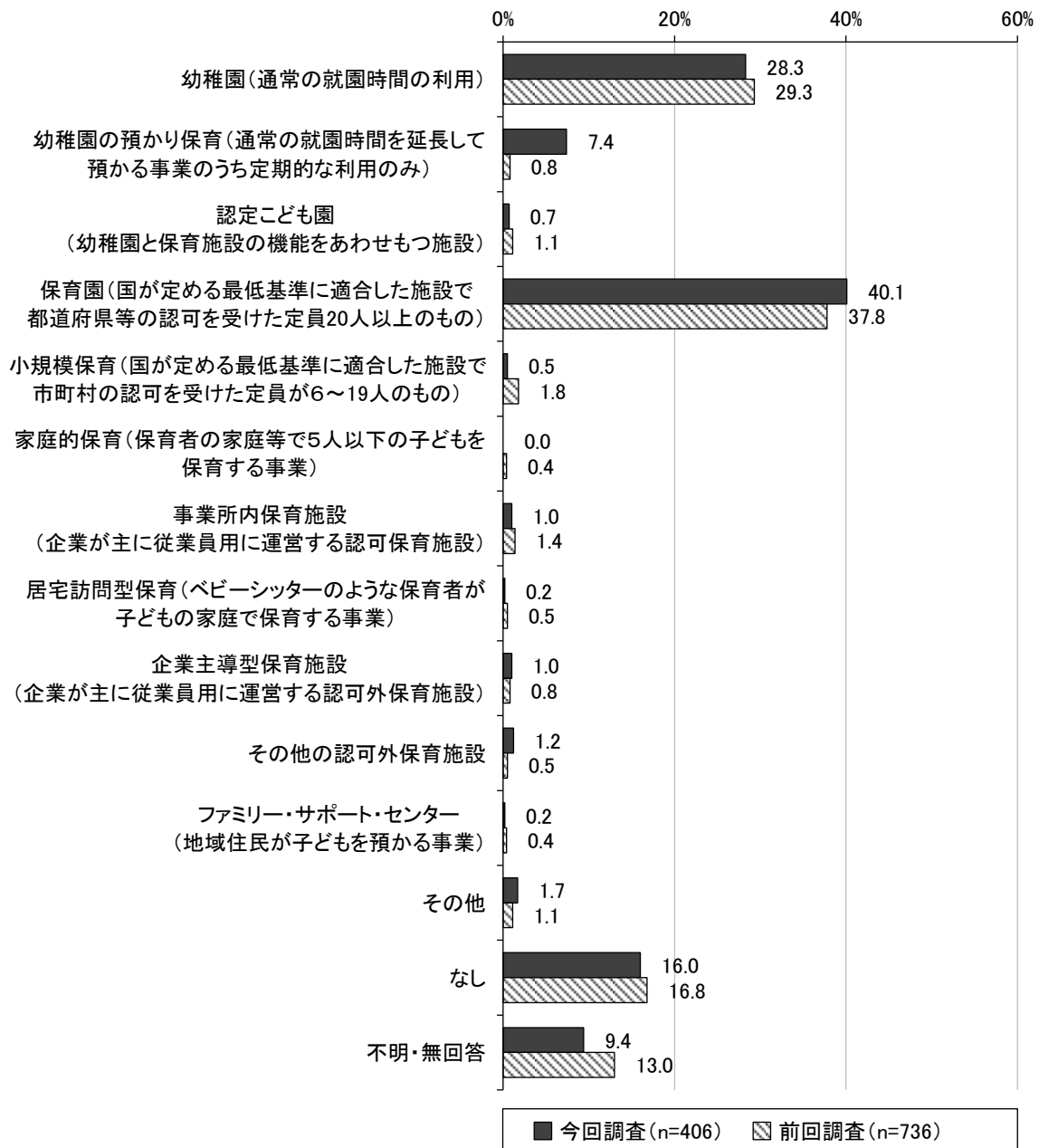
⁴ 待機児童:認定こども園等への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

2. アンケート調査結果の概要

(1)教育・保育サービスの利用について

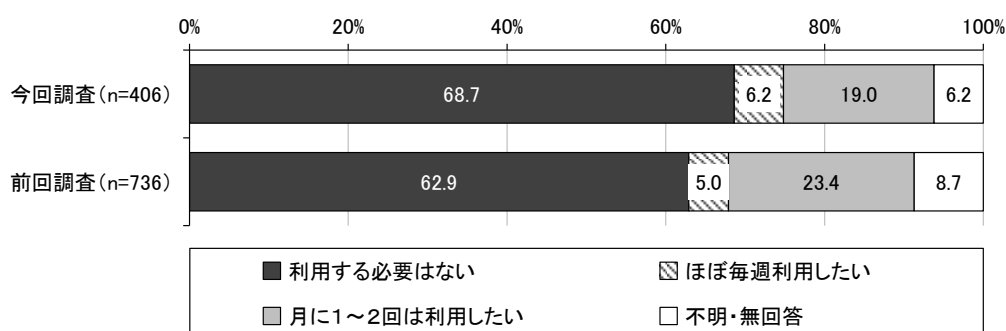
現在の利用状況(複数回答)《就学前児童保護者調査》

現在利用しているサービスについてみると、「保育園(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」が40.1%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が28.3%、「なし」が16.0%となっています。



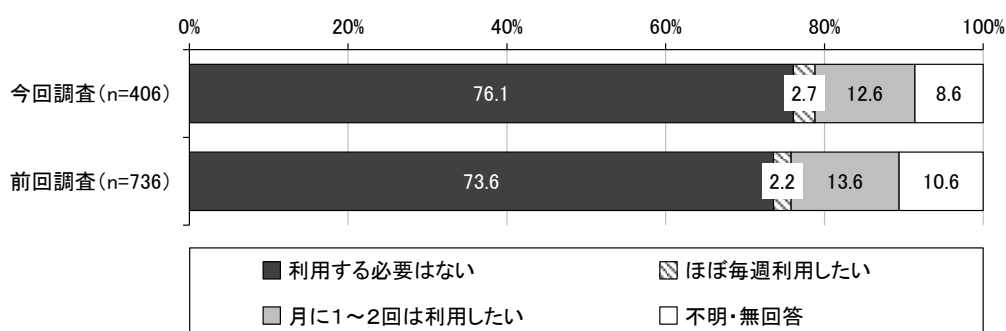
土曜日の教育・保育サービスの利用希望《就学前児童保護者調査》

土曜日の保育サービスの利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 68.7%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 19.0%、「ほぼ毎週利用したい」が 6.2%となっています。



日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望《就学前児童保護者調査》

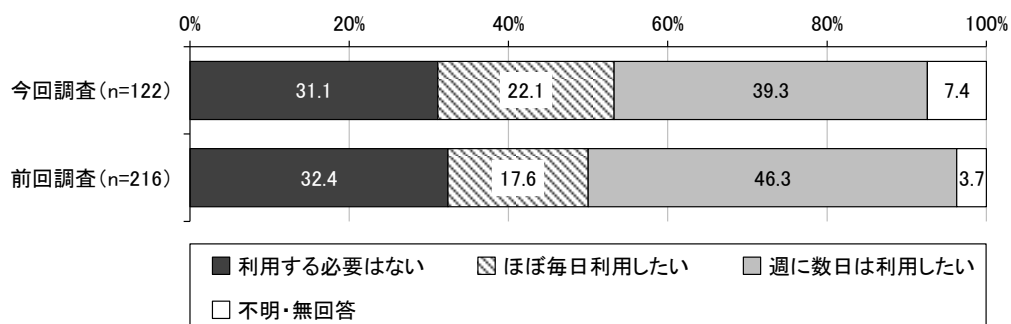
日曜日・祝日の保育サービスの利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 76.1%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 12.6%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.7%となっています。



(幼稚園を利用している方)長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望

《就学前児童保護者調査》

夏休み・冬休み等長期の休暇期間中の利用意向についてみると、「週に数日は利用したい」が 39.3%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が 31.1%、「ほぼ毎日利用したい」が 22.1%となっています。

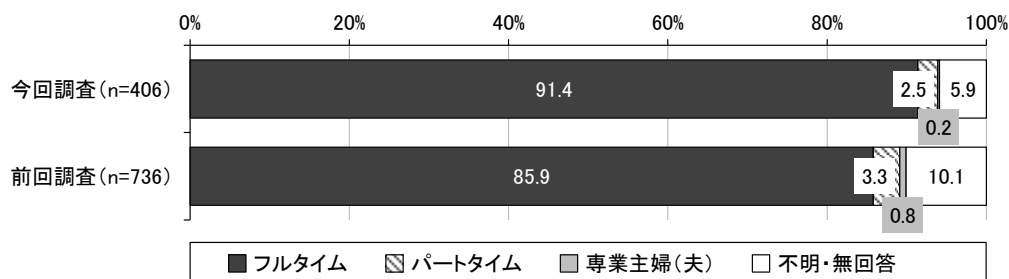


(2)保護者の就労状況について

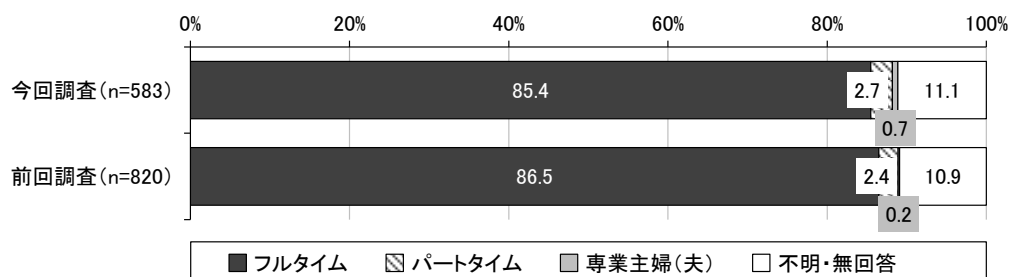
保護者の就労状況<<就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査>>

父親の現在の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム」が最も高く、次いで「パートタイム」、「専業主婦(夫)」となっています。母親の現在の就労状況についてみると、就学前では「専業主婦(夫)」が最も高く、小学生では「パートタイム」が最も高くなっており、また前回調査と比べて、いずれも「フルタイム」が増加しています。

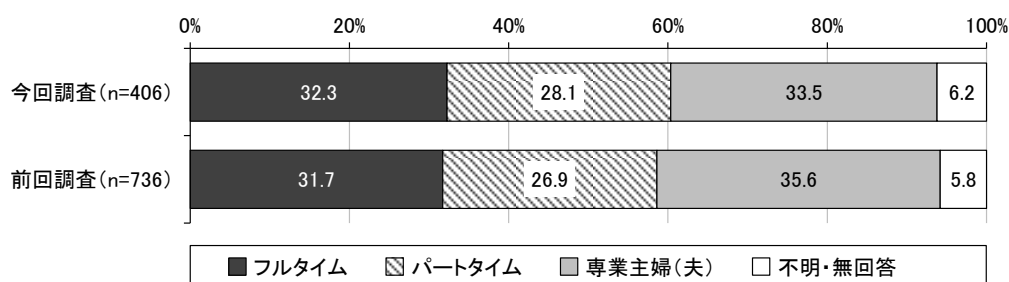
■就学前児童父親



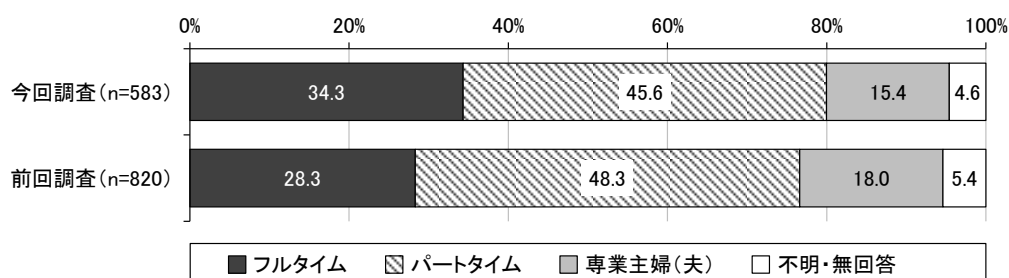
■小学生児童父親



■就学前児童母親



■小学生児童母親



(3)日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

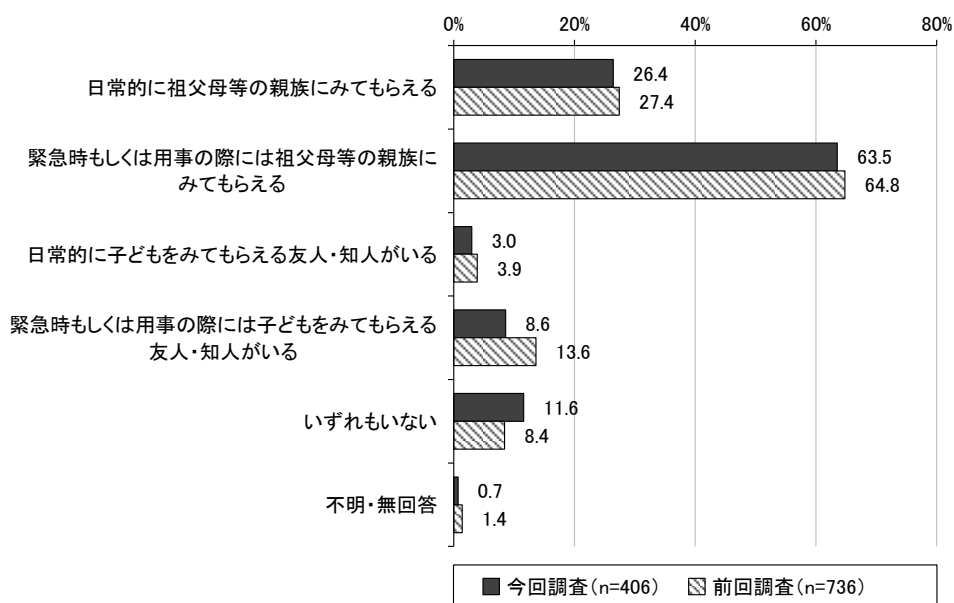
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

《就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査》

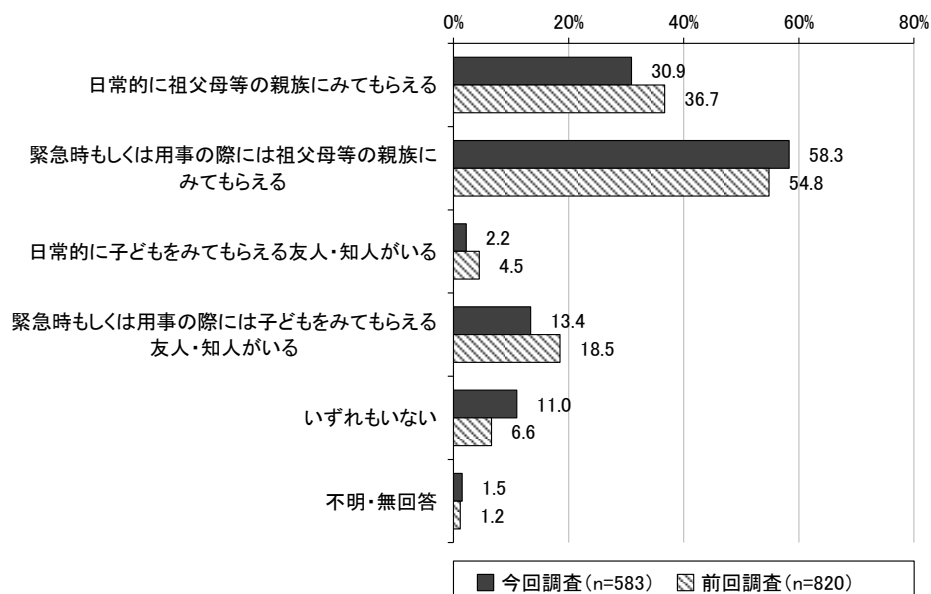
日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人はいるかについてみると、就学前では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 26.4%、「いずれもない」が 11.6%となっています。

小学生では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 58.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 30.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 13.4%となっています。

■就学前児童保護者



■小学生児童保護者

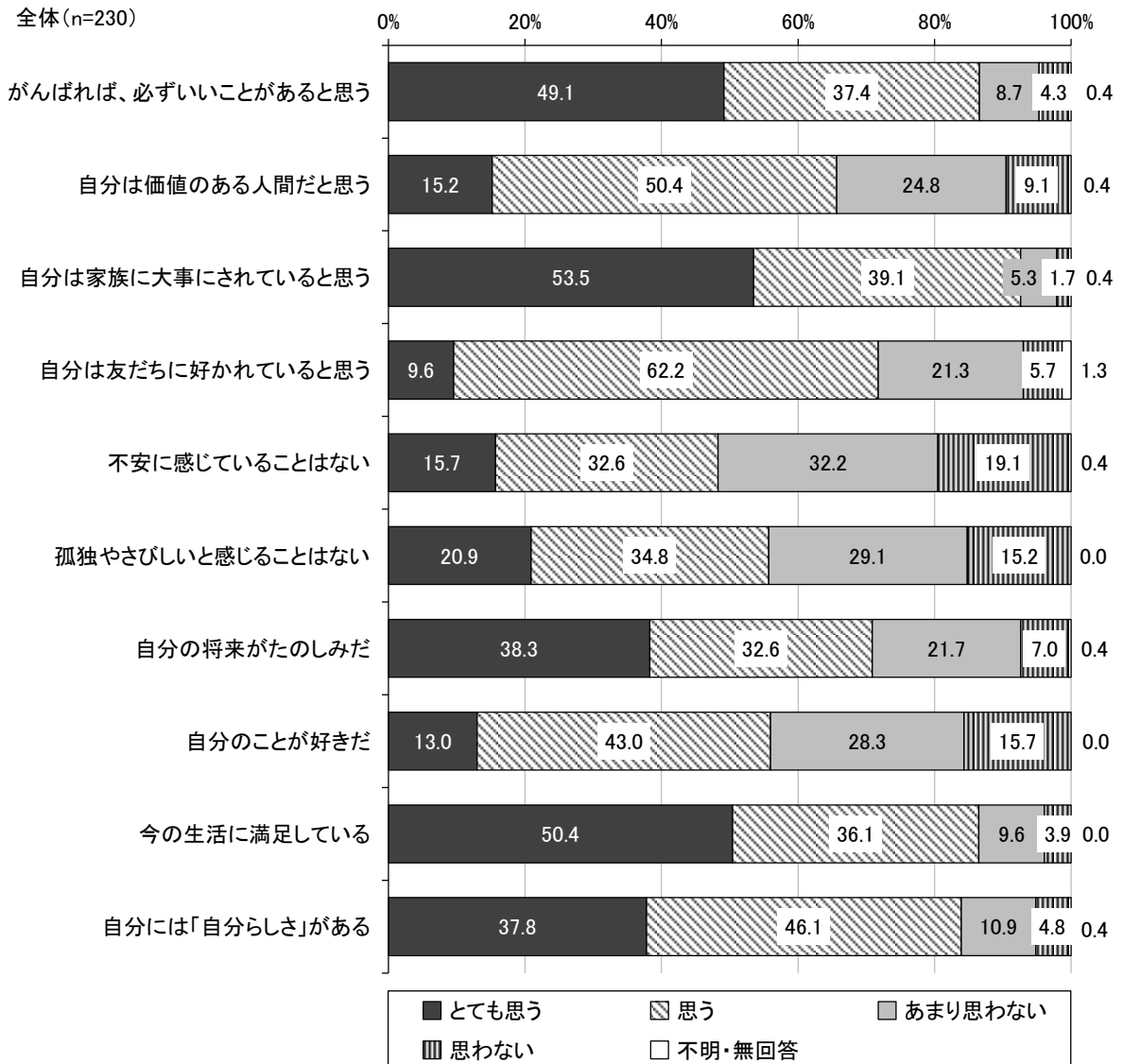


(4)こども自身のことについて

自己肯定感等《小中学生調査、若者調査》

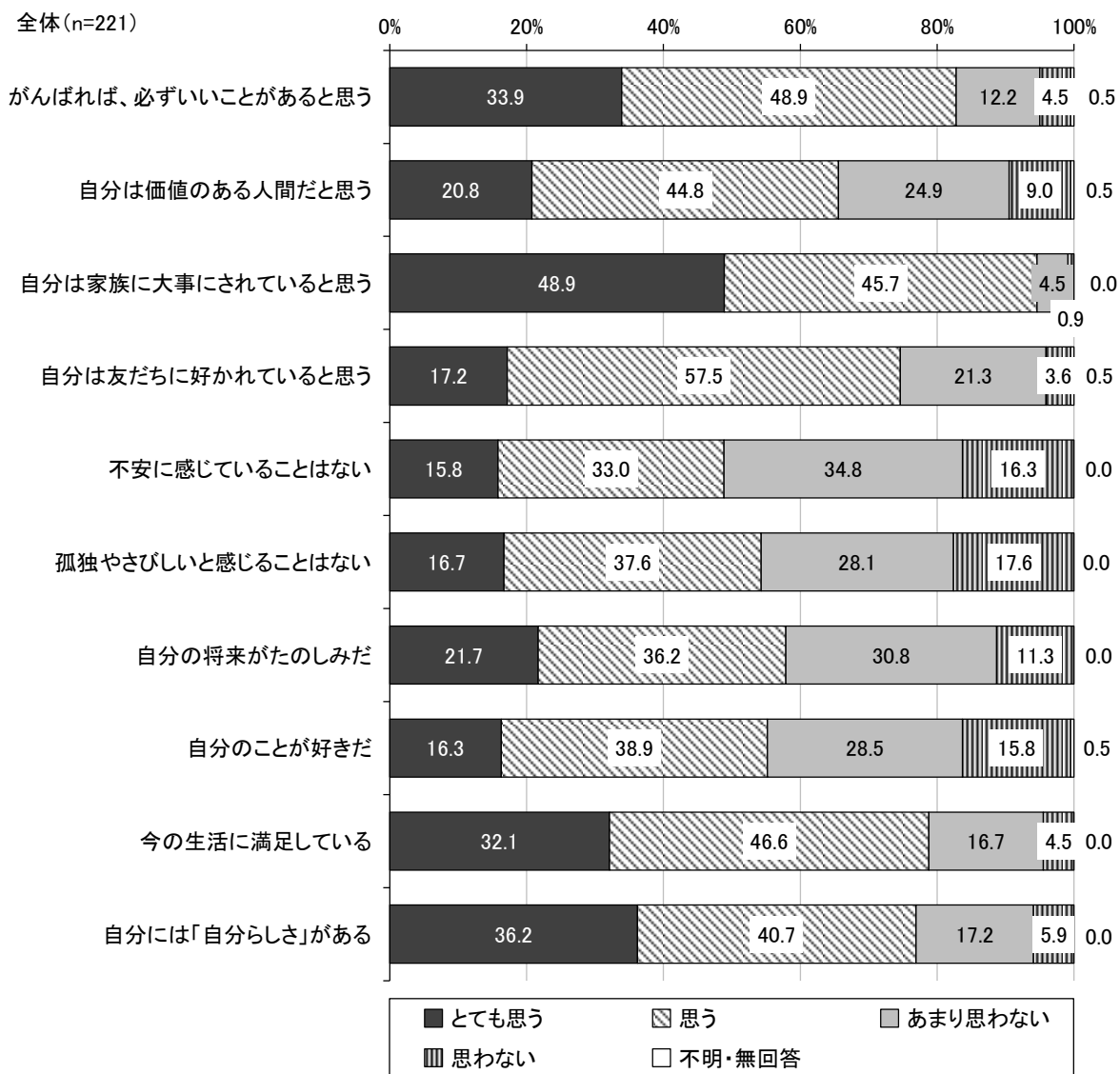
小学生では他の設問に比べて「自分は家族に大切にされていると思う」「がんばれば、必ずいいことがあると思う」「今の生活に満足している」で「とても思う」が高くなっています。

■小学生児童



中学生では他の設問に比べて「自分は家族に大切にされていると思う」で「とても思う」が高くなっています。

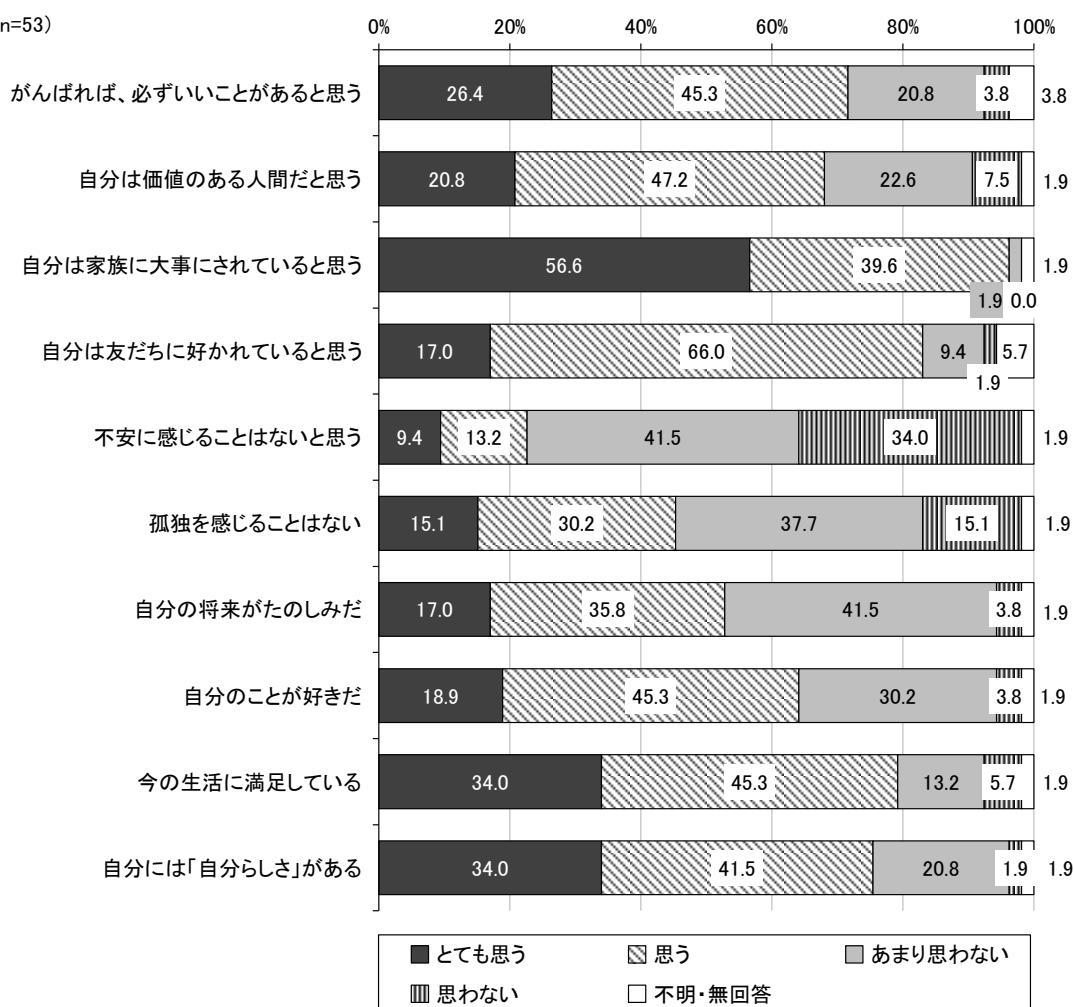
■中学生生徒



若者では他の設問に比べて「自分は家族に大切にされていると思う」で「とても思う」が 56.6%と最も高くなっています。反対に、「不安に感じることはないと思う」で「思わない」が 34.0%と最も高くなっています。

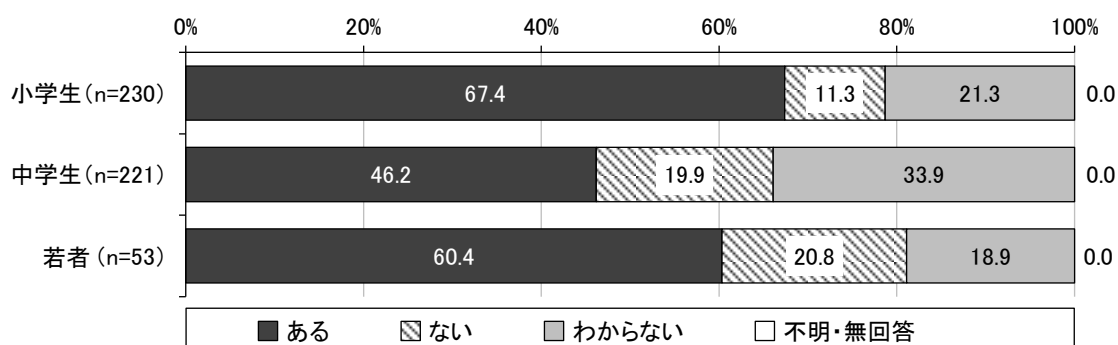
■若者

全体 (n=53)



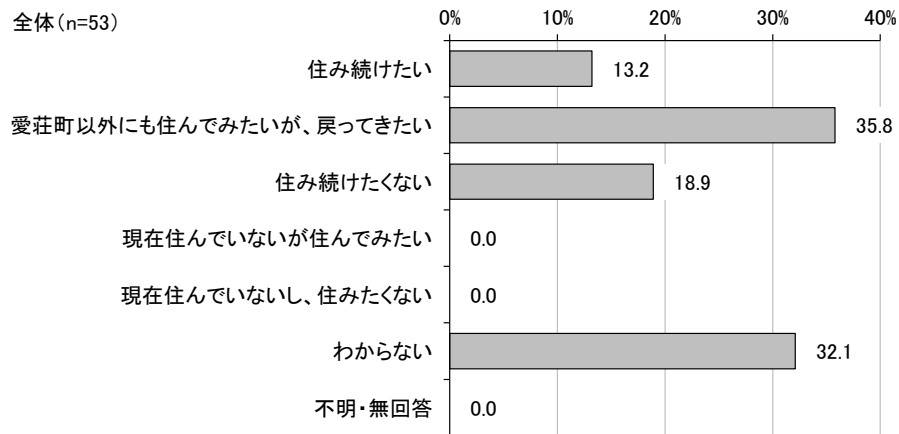
将来の夢について《小中学生調査、若者調査》

将来の夢についてみると、小学生、中学生、若者ともに「ある」が最も高くなっていますが、中学生では「ある」の割合が低くなっています。



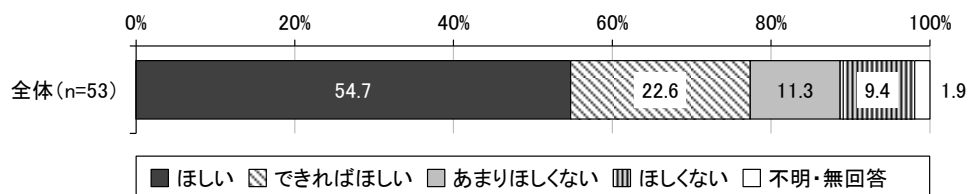
将来の定住意向について《若者調査》

今後も愛荘町に住みたいと思うかについてみると、「愛荘町以外にも住んでみたいが、戻ってきたい」が 35.8%と最も高く、次いで「わからない」が 32.1%、「住み続けたくない」が 18.9%となっています。



将来の子どもを持つことの希望について《若者調査》

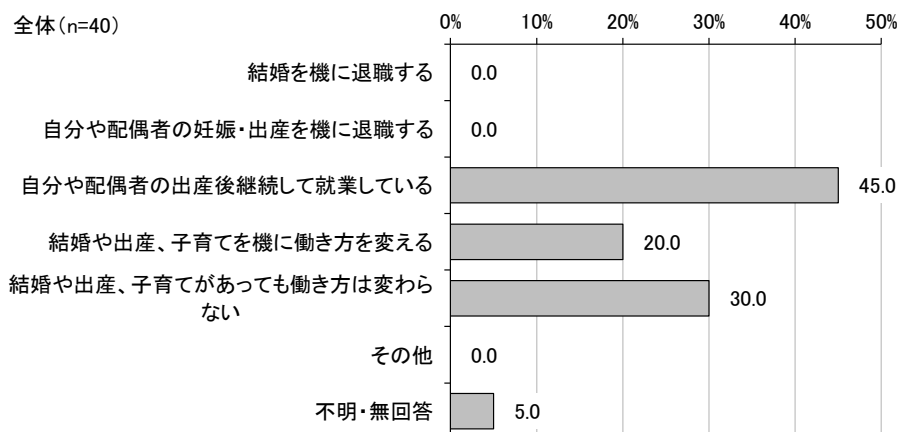
子どもがほしいかについてみると、「ほしい」が 54.7%と最も高く、次いで「できればほしい」が 22.6%、「あまりほしくない」が 11.3%となっています。



(5)事業所の状況について

従業員の働き方について《事業所調査》

従業員の働き方についてみると、「自分や配偶者の出産後継続して就業している」が 45.0%と最も高く、次いで「結婚や出産、子育てがあっても働き方は変わらない」が 30.0%、「結婚や出産、子育てを機に働き方を変える」が 20.0%となっています。



3. 目標事業量の達成状況

(1)教育・保育事業

Ⅰ号認定（幼稚園）の人数が減少し、実績値が計画値を下回っており、2号認定（保育所3～5歳）の対計画値比が高くなっています。

■教育事業：1号認定（幼稚園）

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	331	318	289	282	270
実績値	335	292	248	222	203
対計画値比	101.2%	91.8%	85.8%	78.7%	75.2%

■保育事業：2号認定（保育所3～5歳）

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	320	308	280	273	262
実績値	326	337	327	329	300
対計画値比	101.9%	109.4%	116.8%	120.5%	114.5%

■保育事業：3号認定（保育所0歳）

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	18	15	12	15	15
実績値	13	9	11	12	12
対計画値比	72.2%	60.0%	91.7%	80.0%	80.0%

■保育事業：3号認定（保育所1・2歳児）

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	176	166	167	166	165
実績値	169	160	144	151	165
対計画値比	96.0%	96.4%	86.2%	91.0%	100.0%

(2)地域子ども・子育て支援事業

計画期間を通じて、ショートステイ(子育て短期支援事業)、子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)、保育所等での一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの対計画値比が低くなっています。一方、病児・病後児保育事業では令和4年度、令和5年度で100%を超えています。

■延長保育事業

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	398	380	362	360	356
実績値	402	389	377	330	-
対計画値比	101.0%	102.4%	104.1%	91.7%	-

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

実利用人数(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1～3年生	187	193	201	208	217
	1年生	61	63	66	68	71
	2年生	65	67	69	72	75
	3年生	61	63	66	68	71
	4～6年生	40	42	43	44	46
	4年生	14	15	15	15	16
	5年生	12	13	13	14	14
	6年生	14	14	15	15	16
	合計	227	235	244	252	263
実績値	1～3年生	178	182	177	187	206
	1年生	72	66	83	63	76
	2年生	57	64	53	78	62
	3年生	49	52	41	46	68
	4～6年生	46	49	37	49	50
	4年生	28	26	29	32	25
	5年生	18	13	7	14	18
	6年生	0	10	1	3	7
	合計	224	231	214	236	256
対計画値比		98.7%	98.3%	87.7%	93.7%	97.3%

■ショートステイ(子育て短期支援事業)

延利用人数(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	55	53	55	55	55
実績値	14	37	23	45	-
対計画値比	25.5%	69.8%	41.8%	81.8%	-

■子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

延利用人数(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	22,408	22,011	21,772	21,613	21,375
実績値	14,679	15,708	15,870	17,538	-
対計画値比	65.5%	71.4%	72.9%	81.1%	-

■保育所等での一時預かり事業

延利用人数(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	337	313	288	287	284
実績値	347	167	198	145	-
対計画値比	103.0%	53.4%	68.8%	50.5%	-

■病児・病後児保育事業

延利用人数(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	34	32	31	31	30
実績値	1	18	33	34	-
対計画値比	2.9%	56.3%	106.5%	109.7%	-

■ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

延利用人数(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	9	9	9	8	7
実績値	2	0	0	4	-
対計画値比	22.2%	0.0%	0.0%	50.0%	-

■妊婦健診(妊婦健康診査)

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	185	183	182	180	177
実績値	255	274	249	220	-
対計画値比	137.8%	149.7%	136.8%	122.2%	-

■乳児家庭全戸訪問事業

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	185	183	182	180	177
実績値	141	160	142	131	-
対計画値比	76.2%	87.4%	78.0%	72.8%	-

■養育支援訪問事業

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	80	80	80	80	80
実績値	24	28	10	11	-
対計画値比	30.0%	35.0%	12.5%	13.8%	-

■利用者支援事業

設置数(箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	3	3	3	3	3
実績値	3	3	3	3	-
対計画値比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

4. 前回計画の取組状況

■評価判定基準

5:よくできた 4:ある程度できた 3:あまりできなかった 2:できなかった 1:その他

基本目標Ⅰ 教育・保育サービスを充実します

(1)待機児童の解消

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
待機児童数	9人	6人	2
学童保育所の指定管理者選定審査委員会(モニタリング)総合評価	良好	良好	4
民間保育所が認定こども園への移行を検討する場合の情報提供	未実施	未実施	3

《主な取組状況》

待機児童の解消のため、保育所入所枠の拡大や保育士・支援員が働きやすい環境やしきみづくりなどを行っていますが、待機児童が発生しています。学童保育所では、施設の環境整備とともに延長保育や休日保育等多様なサービスの充実に努めています。

(2)各施設の調整やサービスの提供

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
①幼稚園預かり保育事業(令和3年度～) ②緊急一時預かり保育事業 ③保育所での延長保育、一時預かり保育事業	実施	つくし保育園での一時預かり、延長保育実施	3
保育コーディネーターの設置	1人	2人	4
認可外保育施設・未移行幼稚園・町内外の幼稚園預かり保育の利用を希望する世帯と利用している世帯の割合	100%	100%	5
関係各課との連携による、入園時に必要な人的体制の整備	介助員、加配保育士の配置等実施	介助員、加配保育士の配置等実施	5

《主な取組状況》

保育所・幼稚園で延長保育を実施し、保護者のニーズに対応していますが、一時預かりは保育士の確保ができず実施できていません。保育所・幼稚園の入所申込者に対する保育コーディネーターによる相談対応や、施設等の利用給付は、公正かつ適切な支援をすることができました。支援を必要とするこどもに対しては関係機関との連携や加配等の配置を行っています。

(3)質の高い教育・保育の提供

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
保育士・教諭・学童支援員等への各種研修等の実施	実施	実施	4
「人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」、RST リーディングスキルテスト(中学生)、基礎的読解力スキルアップ教材活用(小2～6)、親読書・減メディア運動の実施	実施	実施	4
コミュニティ・スクール ⁵ 制度(学校園運営協議会)の各校園への導入	設置数 0	設置数 8	4
愛荘町学校施設長寿命化計画の遂行	実施	実施	—
①「保幼小連携接続カリキュラム」の作成 ②保・幼・小連絡会の実施 ③5歳児による保・幼・小交流会の実施	①一部の校園で実施 ②実施 ③コロナのため内容を縮小実施	①一部の校園で実施 ②実施 ③5・5交流などを実施	3
愛荘町の地域資源に触れる教育・保育の実施、能楽教室、びん手まり教室、地域の歴史出前講座、火おこし体験の実施	実施	実施	3
グローバル化に対応できる人材育成	・サントナクラス 開催数:144 回 受講者数:24 人 ・一般クラス 開催数:246 回 受講者数:53 人	・サントナクラス 開催数:100 回 受講者数:26 人 ・一般クラス 開催数:235 回 受講者数:46 人 ・放課後学習支援教室 開催数:44 回 受講者数:15 人	4

《主な取組状況》

質の高い教育・保育を提供できるよう、確かな学力と読み解く力の育成をめざし、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」をすべての学校で実施しました。令和3年度から開始したコミュニティ・スクールは、学校園と地域住民・地域団体が力を合わせて「地域とともにある学校園づくり」を推進しています。また、保幼小連携のため運動会や交流会を実施していますが、コロナ禍前のように実施できていません。こどもの郷土愛を育むため歴史文化博物館の見学や「地域の魅力発信」「環境」「防災」を意識したあいしょう学びの広場事業を行っており、今後はこども・大人と一緒に、地域みんなで学びに関わる事業が必要です。グローバル化に対応できる人材育成のため、日本語教室、学習支援教室を開催しています。

基本目標Ⅱ 地域の子育てを応援します

(1)社会全体で子育てを支援

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
子育て支援センターや保育所、幼稚園、社会福祉協議会等関係機関との連携による子育て支援の促進、情報公開	コロナのため内容を縮小	実施 希望があれば個別対応	4
子育て支援センターあいっ子の登録率(%) (登録者/就学前児童数)	84%	82.8%	5
男女平等の意識づくり推進のための啓発活動	実施	実施 厚生労働省等のパンフレット設置	4
男性の積極的な子育て支援のための啓発活動	実施	実施	4

⁵ コミュニティ・スクール:「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

《主な取組状況》

支援センターと共催の園見学や家庭訪問による子育ての不安やこどもの様子を聞く等、必要に応じて関係機関と連携しながら子育て支援に努めました。コロナの5類移行に伴い、自宅育児にストレスを感じていた保護者が人と交流を持つことができ、支援センターを中心に子育ての情報提供および子育て支援事業の実施を行うことができました。「愛荘町男女共同参画推進計画」に基づき、仕事と育児の両立や男性の積極的な子育て参加のための各種制度の広報や啓発活動を行っています。

(2)地域における子育て支援のしくみづくり

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
学校支援ボランティアの支援数	延べ人数 5,318 人	延べ人数 5,500 人	4
コミュニティ・スクール制度(学校園運営協議会)の各校園への導入【再掲】	設置数 0	設置数 8	4
①園児の祖父母の参観 ②地域老人会との交流	①運動会予行会と祖父母参観を兼ねる 1 回、発表会の祖父母対象日を作る 1 回 ②コロナのため未実施	①実施 ②年2回実施	4
民生児童委員によるこにちは赤ちゃん訪問事業	2 家庭	7 家庭	3
エコトライアルの開催 ※R4から愛荘に一本化	秦荘 5回 愛知川 5回	愛荘 7回	4

《主な取組状況》

町内8校園において、地域の特色や継続的な取組を土台にした地域学校協働活動が進展しています。地域の方や学生によるボランティアとこどもが Win-Win の関係です。コロナ禍前までは回復していないものの祖父母の参観や地域老人会との交流等を実施しています。民生児童委員によるこにちは赤ちゃん訪問事業は、対象家庭は増加していますが目標値には至っていません。地域ボランティア、学生ボランティアの協力を得ながらエコトライアルを実施することができました。

(3)特別な支援の推進

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
支援を必要とするこどもとその家庭の早期発見、早期対応、関係機関との連携	実施	実施	5
スクールカウンセラー ⁶ の配置、ケース会議の実施	配置 実施	配置 実施	5
①家庭訪問や個別懇談 ②教育相談の実施 ③子育てサロンや子育て相談日の実施 ④園便りやホームページでの情報提供 ⑤子育てアドバイザーの設置	実施	実施	5
心の教育相談(月 1 回)日の開設、東近江少年センター愛荘分室と連携協力	実施	実施	4
放課後等デイサービス ⁷ の提供	50 名/月	74 名/月	5

⁶ スクールカウンセラー: 学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題および悩みの相談に応じるとともに、教師および保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。

⁷ 放課後等デイサービス: 障がいのある児童・生徒に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行う通所施設のこと。

《主な取組状況》

各子育て支援センターと子育て世代包括支援センターが連携し、早期発見、情報提供、相談支援に努め、放課後等デイサービスを必要な日数を提供するなど、支援を行っています。また、相談支援体制の充実のため、町内3校に配置されているスクールカウンセラーの他の学校での活用、少年センターでのこども・若者に対する相談日の開設、保護者に対する支援も定期的の実施しています。

(4)総合的な子育て環境の向上

指標・取組	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
①家庭教育学級の実施 ②PTA 人権研修会	一部中止	実施	5
①未就園児幼稚園体験 ②保育所見学(希望者) ③支援センターと保育所の交流	①未就園児幼稚園体験 1回 ②③中止	①実施 ②③8月 25 日実施	4
子ども会活動や PTA 活動など、体験や地域の活動などの取組の支援	子ども会事業 0 人	体験活動参加者数 子ども会事業 32 人	4
町立図書館でのおはなし会の実施回数	7回	27 回	4
ファミリー・サポート・センターの依頼会員と提供会員の増加	提供会員3人 依頼会員 16人	提供会員1人 依頼会員 17 人	3

《主な取組状況》

子育て中の親の不安解消や保護者同士の仲間づくりを支援するため、家庭教育学級や PTA 人権研修会を開催しました。子ども会や PTA 活動では、陶芸教室や町立図書館でのおはなし会を開催しています。ファミリー・サポート・センターの会員については、積極的な広報ができなかったため、会員増加をめざし、情報提供が必要です。

(5)地域の安全環境の向上

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
①危険箇所の確認 ②施設内の安全点検 ③避難訓練 ④園外散歩での計画作成	①年 1 回 ②月 1 回 ③年 8 回 ④実施	①年 1 回 ②月 2 回 ③年12回 ④実施	5
交通安全教室の実施	つくし保育園	つくし保育園 各校園で実施	4
スクールゾーンの整備・点検	実施	実施	4
園での不審者対応訓練 危機管理マニュアルの点検	実施	実施	4
「こども 110 番のおうち」登録数	219 軒	229 軒	3
保護者への情報提供	実施	実施	5
学校、園、子育て支援センター、自治会等の要望による出前講座の実施	自治会	自治会	5

《主な取組状況》

地域の安全環境の向上のため、道路や危険箇所の整備、歩道や交通安全施設の設置を行い、こどもや保護者を対象とした交通安全教室を実施しました。「子ども 110 番のおうち」は、PTA 連絡協議会で取り組んできましたが、連携が難しく、地域や PTA で議論を通して登録数を増やすことが必要です。不審者情報などの情報提供はメールや FAX で随時行っています。防災に関する出前講座については要望があるごとに実施しています。

基本目標Ⅲ 親子の健やかな育ちを支援します

(1)子どもとその家族の健康づくり

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
妊娠届出時の面接を基にした支援プランの立案	プラン作成数 37 件	プラン作成数 40 件	5
母子健康手帳交付時の保健指導と相談対応	174 件	153 件	5
新生児訪問の実施	141 件	141 件	5
不妊治療費の助成の実施	特定不妊治療 延 15 件 人工授精 延 34 件	特定不妊治療 延 18 件 人工授精 延 2 件	—
妊婦健康診査費用の助成の実施	妊婦健康診査受診 延べ件数 1,906 件	妊婦健康診査受診 延べ件数 1,621 件	5
未熟児等の医療費給付の実施	延べ 9 件	延べ 10 件	5
新生児聴覚検査費用の一部助成の実施	143 件	122 件	5
産後ケア事業の実施	実績なし	ショートステイ 2 件延 2 泊 デイケア 1 件延 1 日	5
豊郷病院の小児科発達外来の開設	新規 24 人 継続延べ 313 人	新規 8 人 継続延べ 301 人	5

《主な取組状況》

妊娠届出時の面接を基に支援プランを立案し、安心・安全に出産できるよう妊婦健康診査の受診勧奨や健康管理、相談対応や情報提供等の支援を実施しています。また、出産したすべての家庭へ新生児訪問を実施し、すべての家庭が安心して育児に取り組めるよう支援しています。産後ケア事業は必要の人が利用できるようニーズに対応しています。

(2)基本的な生活習慣の定着化支援

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
乳幼児健診での栄養指導、乳幼児への個別栄養指導、講座や教室での情報提供	乳幼児健診の参加者全数に 栄養面の個別指導を実施	乳幼児健診の参加者全数に 栄養面の個別指導を実施	4
乳幼児健診や講座等での生活リズムの指導	乳幼児健診の参加者全数に 栄養面の個別指導を実施	乳幼児健診の参加者全数に 栄養面の個別指導を実施	4
生活習慣の改善や食生活の見直しについての健診等での啓発	実施	実施	4
ぷれママ教室、乳幼児健診、相談において、妊婦や家族、乳幼児の保護者に指導や助言を実施	ぷれママ教室 6 回 29 人参加	ぷれママ教室 12 回 79 人参加	4
①地産地消の推進 ②保健便り、食育ひろばによる啓発 ③発育測定時の保健指導での食育 ④夏野菜の栽培	①21.4% ②③④実施	④実施	4
学校保健委員会への参加や養護教諭との連携	実施	秦荘中学校区学校保健安全 委員会に出席	4
給食検討委員会への出席、アレルギー対応食希望家庭との面談、全職員対象のアレルギー研修の実施	実施	実施	5
①5 歳児、小学 1 年生へのフッ化物洗口 ②「噛む COME(かむ)+10(プラステン)」の普及啓発 ③かまど祭りでの歯科診察の実施 ④妊婦に対する歯科受診の啓発、10 か月(0 歳児)から乳幼児健診での歯科指導、園からの保健だよりでの啓発、園での 3 歳以上児への歯科健診の実施と歯磨き指導	①5 歳児、小学 1-2 年生へフッ化物洗口、4、5 歳児へ歯科教育実施 ②のぼり旗、クリアファイルの作成 ③コロナにより中止 ④母子健康手帳交付者 174 名、 乳幼児健診受診者 681 名	①5 歳児、小学 1-5 年生へフッ化物洗口、4、5 歳児へ歯科教育実施 ②のぼり旗、ステッカー、チラシにより、 集団健診や出前講座で啓発 ④母子健康手帳交付者 153 名、 乳幼児健診受診者 617 名、 妊婦歯科健康診査 26 名	5

《主な取組状況》

適切な生活リズムや食習慣を身に付けるため、乳幼児健診や教室等において保健指導を実施しています。ふれママ教室は、参加者のアンケートや住民のニーズに応じて内容等を随時見直し実施しています。各校園で夏野菜の栽培を行い、こどもの豊かな人間性を育む食育を推進しました。むし歯ゼロ作戦として、5歳児からのフッ化物洗口を継続的に実施しています。

(3)支援を必要とする子どもへの発達支援

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
①子どもを語る会 ②つくし療育訪問 ③子育て世代包括支援センター巡回訪問 ④つくし療育での研修会参加 ⑤園での特別支援会議の開催 ⑥各関係機関との連携	①年 11 回 ②年 2 回 ③年 6 回 ④年 9 回 ⑤年 6 回 ⑥随 時	①年 11 回 ②年 2 回 ③年 6 回 ④年 9 回 ⑤年 6 回 ⑥随 時	5
発達相談、発達検査、心理検査の適切な実施	検査 60 件 相談 22 件	検査 46 件 相談 30 件	4
校園の巡回訪問事業の実施	59 件	64 件	4
発達外来の開設の維持	新規患者 24 人 診察人数 延べ 313 人	新規患者 8 人 診察人数 延 301 人	5
サポートファイルの活用	配布数 6	配布数 8	4
発達支援連絡会の開催	1 回開催	開催なし	2
①個別支援計画の作成 ②特別支援教育 教育支援委員会の開催 ③特別支援加配保育士の配置 ④関係機関との連携	実施	実施	5
就園、就学時の引継ぎ、子育てアドバイザーの配置	実施	実施	5
学校からの要望による児童面談、支援	実施	実施	4
「愛荘町障がい福祉の手引き」の更新	更新済み	更新済み	5
①指導員支援員の配置 ②図書館での日本語以外の資料や日本語を学ぶための資料の収集と提供	①配置 ②実施	②実施(図書館)	4

《主な取組状況》

こどもへの関わり方に悩む保護者や関係者に対し、必要に応じて発達相談や検査を実施しています。校園の巡回訪問はニーズが高く、継続して実施します。豊郷病院の小児科発達外来には、町が医療受診が必要なケースを把握し、事前の説明や検査等を実施したうえで適切につないでいます。療育対象者には乳幼児期から学童期へ連続して支援できるよう、サポートファイルを配布し、活用方法について周知しています。特別な支援が必要なこどもは、保護者、園、各関係機関と連携しながら受け入れることができおり、就園、就学時には引継ぎを丁寧に行うことができました。こどもの悩みやいじめなどに対応できるよう、ニーズに応じ相談対応することができました。在住外国籍児童・生徒のため、新規資料の収集・提供とともに学校への貸出を実施しました。

(4)保護者の育児力・関係者の支援力・地域力の向上支援

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
ペアレント・プログラムの開催	1クール 6 回開催 6 人修了	実施なし	2
「ゆうゆう教室」「にこにこ教室」 ⁸ の実施	「ゆうゆう教室」 15 回開催 延 98 人参加 「にこにこ教室」 15 回開催 延 124 人参加	「ゆうゆう教室」 20 回開催 延 176 人参加 「にこにこ教室」 18 回開催 延 304 人参加	5
保護者・支援者向け研修の開催	コロナ禍のため中止	町内保育所・幼稚園職員 対象に「個別指導の実際と 教材について」を開催、 SSWを活用するなど校内 での研修会等の実施、巡 回訪問相談で個の理解や 支援につながった	5
発達支援連絡会の開催	1 回開催	開催なし	2
学校における車椅子体験や手話体験の実施	実施	実施	4

《主な取組状況》

こどもの特性理解を深め、健全な子育てができるように支援するペアレント・プログラム、町の発達支援課題の共有を行う発達支援連絡会は実施体制が整わないため、開催できておらず、今後、開催についての検討が必要です。成長発達について支援を必要とするこどもや保護者に対し、親子教室で保護者支援を行い、保護者間の交流を促進することができました。保護者やこどもに関わる支援者に対して研修会を開催し、こどもの理解や支援につなげています。学校における車椅子体験や手話体験を実施することで、園児や児童・生徒に対して、障がいに対する理解とノーマライゼーションの教育を進めています。

基本目標Ⅳ 子育て家庭を支援します

(1)ひとり親家庭や外国籍の家庭への支援

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
ひとり親家庭の相談支援	実施	実施	4
多言語に対応した情報提供	実施	外国人相談支援員 2 名、 多言語通訳サービス(タブ レット端末 3 台)による通 訳対応や情報提供を実施	4
児童扶養手当現況届の勧奨、離婚届提出時、ひとり親家庭に対する公的支援内容の周知	広報に現況届提出について掲載、離婚届提出の際に窓口で周知	広報に現況届提出について掲載、離婚届提出の際に窓口で周知、ハローワークからの求人情報を両庁舎に設置	4
母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子・父子自立支援員、マザーズジョブステーション等事業の周知	実施	実施	4
外国籍の児童・生徒のための日本語指導を行う教室を開催	・サンタナクラス 開催数:144 回 受講者数:24 人	・サンタナクラス 開催数:100 回 受講者数:26 人 ・放課後学習支援教室 開催数:44 回 受講者数:15 人	4
図書館での日本語以外の資料や日本語を学ぶための資料の収集と提供	実施	実施	4

⁸ 「ゆうゆう教室」「にこにこ教室」: 育児不安の高い母親や発達特性等、課題のある児に対し、親子教室を開催し、保護者の不安や悩みの軽減、具体的な関わりや生活等の育児を考え、保護者同士が子育てを通じて交流し互いに支えあえるよう支援する。

<<主な取組状況>>

愛荘町はひとり親家庭の比率が高く、窓口相談があった場合、就労や手当について説明を行い、児童扶養手当現況届や離婚届が提出された際の公的支援内容、ひとり親家庭の自立促進のための事業の周知を行っています。また、タブレット端末による多言語通訳サービスを導入し、多言語での対応の充実や、外国籍の児童・生徒のための日本語指導や学習支援を行う教室を継続して開催しました。

(2)児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への個別の支援

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
①庁内連携による早期発見、早期支援 ②妊娠届出時の面接を基に支援プランの立案	①実施 ②プラン作成数 37 件	①実施 ②プラン作成数 40 件	5
子育てアドバイザーを設置、虐待のリスクのある家庭に対する相談・支援	実施	実施	5
子ども家庭総合支援拠点の設置	関係機関と協議し、施設整備、人材募集	子ども家庭総合支援拠点に専門職(社会福祉士、保育士等)を配置	4
①研修会への参加 ②町広報紙やホームページ、人権擁護委員、人権擁護推進員による啓発 ③オレンジリボン ⁹ の街頭啓発	①実施 ②実施 ③コロナ禍のため自粛	①県主催の研修会参加 ②人権擁護委員、人権擁護推進員による啓発、「こどもの人権 SOS ミニター」による啓発 ③実施	5
「子どもの虐待対応マニュアル」、「愛荘町児童虐待防止マニュアル」に基づく関係機関や学校(園)への研修	在宅支援アセスメント ¹⁰ プランニングシート研修の実施	民生委員児童委員 ¹¹ 協議会での児童虐待防止に関する研修会の実施	4
各種会議による関係機関での情報共有	実施	実施	5
被害者女性に対する暴力の防止および被害者支援の充実や支援体制の整備推進	女性の悩みカウンセリングの実施、DV事案について関係課と情報共有	女性の悩みカウンセリングの実施、DV事案について関係課と情報共有	4
保健師・助産師・保育士による養育支援訪問事業の実施	延べ 24 人	延べ 11 人	5
子育て短期支援事業の実施(日中一時支援:あったかサポート、ショートステイ:子育て短期支援事業)	あったかサポート:16 人 子育て短期支援事業:0 人	あったかサポート:23 人 子育て短期支援事業:45 人	5

<<主な取組状況>>

児童虐待等に悩む家庭に対する相談体制の充実や支援拠点を整備したことで、児童虐待等の予防、早期発見につながりました。養育支援訪問事業や子育て短期支援事業にも取り組み、子育てに関する不安や負担の軽減を、関係機関と連携しながら行いました。

⁹ オレンジリボン: 認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となり全国的に展開する児童虐待防止に関する運動のこと。毎年 11 月は「児童虐待防止推進月間」と位置づけられている。

¹⁰ アセスメント: 利用者が直面している生活上の問題・課題(ニーズ)又は状況の本質、原因、経過および予測を理解するために、必要なサービスの提供および援助に先立って行われる一連の手続のこと。

¹¹ 民生委員児童委員: 厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。

(3)子どもの貧困対策についての取り組み

指標	令和2年度基準値	令和5年度実績値	評価
学習支援教室の実施	実施	児童扶養手当受給者、生活困窮者世帯に参加の声掛けを実施	5
未来を拓く愛荘 16 年教育の計画、あいしょうスタンダードの推進、自然に親しむ活動(稲刈り体験)、AISHO「こころざしシート」の活用、タブレットによる新学習 等	実施	実施	4
「親読書・減メディア」運動の実施	実施	実施	3
ひとり親家庭の貸付の相談、対応	相談、申し込みなし	相談を県福祉事務所や社会福祉協議会へつないだ	4
生活困窮者自立支援制度町内連絡会議の開催	コロナ禍のため中止	未実施	2
県制度による3人目以降の保育料または副食費免除(多子世帯子育て応援事業)	実施	実施	5
乳幼児および小中学生から18歳に到達する年度末までの医療費助成(R6.4 改正)	乳幼児 :1,376 人 小中学生:2,272 人 重度心身障がい児:195 人	乳幼児 :1,179 人 小中学生:2,241 人 重度心身障がい児:198 人	4
ひとり親家庭の親と子(18 歳未満)の医療費助成	母子家庭:589 人 父子家庭: 46 人	母子家庭:515 人 父子家庭: 45 人	4
児童手当の支給	延 40,986 人 456,685,000 円	延 37,714 人 420,590,000 円	5
児童扶養手当の支給	新たにひとり親世帯となる人に案内し、県の認定より支給	新たにひとり親世帯となる人に案内し、県の認定より支給	5
就学援助費支給	実施	実施	—
母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子・父子自立支援員、マザーズジョブステーション等事業の周知【再掲】	実施	実施	4
研修やチラシの配布による「子どもの貧困」の視点での各種事業や取組推進	コロナ禍のため未実施	実施	4
放課後児童健全育成事業の年間開所日数	292 日	287 日	5
母子家庭・父子家庭等の身近な相談者としての相談対応	実施	実施	4
①個別支援計画の作成 ②要保護児童対策地域協議会の実務者会議の実施 ③校園長会、副園長会の実施	実施	実施	5
関係機関との連携による家庭の状況や就労状況の把握	実施	実施	5

《主な取組状況》

生活困窮世帯のこどもには学習支援教室を行い、学習の支援だけでなく、こどもの居場所としての役割も果たしています。奨学金や貸付制度の周知や体験活動の機会を設けるなど、学習意欲を育む活動の推進にも取り組んでいます。「親読書・減メディア」運動は十分に実施できておらず、今後は「楽読書・活メディア」として、家庭も含めて実施しやすい取組への方針転換が必要です。

5. 主な課題

課題1 子育て支援の質の向上

こども人口が減少し続けている中で、特に就学前児童数の減少が大きくなっています。また、幼稚園利用が減少し、保育所利用が増加傾向にあります。幼稚園や保育所などの利用している施設の満足度について、「施設運営等への親の参画度」「安全への配慮（事故を未然に防ぐ仕組みや職員の意識等）」で、他の項目と比較して満足度が若干低くなっています。また、幼稚園や保育所を利用していない理由について、「利用したいが、保育所・幼稚園に空きがない」の割合が前回調査に比べて高くなっています。こどものけがや病気で保育所等を休んだ際の対応について、就学前保護者、小学生保護者ともに「母親が休んで対応」が7割程度となっています。「父親が休んで対応」は2～3割程度となっていますが、前回調査と比べると割合が上昇しています。

充実を図ってほしい施策として、就学前保護者では「児童手当等の経済的な支援」「多様な保育サービスの充実」「身近な公園等安全な遊び場の確保」などの割合が高くなっています。小学生保護者では「児童手当等の経済的な支援の充実」「教育内容の充実」「身近な公園等安全な遊び場の確保」などの割合が高くなっています。



多様なニーズに応じた支援やサービスの量・質の確保・提供が必要

課題2 時代の変化への対応

コロナ禍による暮らしへの影響について、「悪くなった」と感じている割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに3割程度となっています。経済的に負担が大きい項目について、就学前保護者では「制服・体操服等の購入費」「文具等の教材購入費」、小学生保護者では「学習塾や習い事にかかる費用」「制服・体操服の購入費」「学校の部活動にかかる費用（遠征・ユニフォーム等）」「辞書・習字道具等の教材購入費」「給食費等の学校の諸経費」などで、前回調査よりも割合が高くなっています。

子育てに関する情報の入手先について、就学前保護者では「インターネット、SNS¹²」の割合が最も高く6割程度となっており、小学生保護者よりも高い割合となっています。また、小中学生が楽しいと感じていることについて「動画を見る（YouTube など）」の割合が最も高く、中学生では「SNS などでコミュニケーションをとる」の割合も4割以上となっています。また、悩みや不安を感じたときの相談相手について小学生・中学生ともに「インターネットや SNS を通じた知り合い」で数%見られます。若者調査でもスマートフォンやパソコンを「使っていない」人はいない結果となっており、利用する目的としては、「LINEなどのやりとり」で100%近くになっています。



経済的負担への対応や、情報共有のためのツールの活用方法の検討が必要

¹² SNS:「ソーシャルネットワーキングサービス」の略称で、インターネット上で交流や情報共有ができるサービスのこと。

課題3 支援を必要とする子ども、子育て家庭の多様化

就学前保護者では、「祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」割合は前回調査と同程度となっている一方で、就学前保護者、小学生保護者ともに「いずれもない」の割合が上昇しています。また、就学前保護者では、気軽に相談できる人や場所について、「いない／ない」の割合が前回調査よりも上昇しています。

外国人人口が増加傾向となっており、特に若い世代が多いことから、外国籍や外国にルーツを持つ子ども・若者の支援についての検討が必要です。

周りにヤングケアラー¹³がいるかどうかについて、就学前保護者、小学生保護者ともに、数%程度が「いる」と回答しています。また、小中学生本人でも、家事や育児の手伝いで負担を感じたことがある（「何度かある」「ほぼ毎日ある」の合計）は2割弱となっており、若者調査よりも高い割合となっています。

小中学生、若者本人の虐待にあたる経験の有無について、「1度だけある」～「ほぼ毎日ある」までを合わせると、3～4割程度となっています。また、小学生保護者では、感情的に叱ったり、力で押さえつけたりしていると思うことがある（「よくある（あった）」「時々ある（あった）」の合計）も7割以上となっています。



相談体制の周知や充実、支援を必要とする子ども・家庭の早期把握・早期対応が必要

課題4 家庭における子育て・教育のあり方

子育てや教育の主な担い手について、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が前回調査よりも上昇しています。

父親の育児休業取得割合が上昇しているとともに、母親の「働いていなかった」割合は低下しており、共働きが増えたことなどにより、父親の取得が増加していることがうかがえます。また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることにについて、「職場の理解が得られない」の割合が前回調査よりも低下しています。

子育てに関する悩みや心配ごとについて、就学前保護者では「子どもの性格や生活習慣に関すること」「遊びやしつけに関すること」「自分の自由な時間がもてないこと」などの割合が高く、小学生保護者では「学力や進学・受験に関すること」「子どもの性格や生活習慣に関すること」「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」などの割合が高くなっています。



保護者の不安や悩みの解決につなげる方法の検討が必要

¹³ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

課題5 こどもの夢を育てる支援

学校で経験したことがあることについて、小学生では「休み時間が楽しい」「親友といえる友だちがいる」が8割以上となっている一方で、「がまんすることが多い」「友だちとの関係がうまくいかなかった」も2割程度見られます。

中学生では、「学校の勉強についていけなかった」の割合も3割弱となっているとともに、悩みや不安を感じていることでは、「勉強や進学のこと」の割合が最も高くなっています。

若者では、「不登校を経験した」が1割程度見られ、悩みや不安を感じていることでは「勉強や進学のこと」「将来のこと」の割合が高くなっています。

「相談する相手がいらない」人は小中学生、若者いずれも、1割程度見られます。

小学生では、「自分は家族に大事にされていると思う」「今の生活に満足している」「がんばれば、必ずいいことがあると思う」などで「とても思う」の割合が高くなっている一方、中学生ではそれらの項目の割合が小学生よりも低くなっています。

将来の夢、目標について小学生、若者の6割以上が「ある」と回答している一方で、中学生では5割弱にとどまっています。また、日本の将来は明るいと思うでは、小学生で4割、中学生、若者で2割程度となっています。

若者では愛荘町に住み続けたいかどうかについて、『住み続けたい（「住み続けたい」「愛荘町以外にも住んでみたいが、戻ってきたい」の合計）』の割合が5割弱となっており、その理由として、「住みなれて（通いなれて）、愛荘町に愛着があるから」「家族と一緒に暮らしたいから」「地元の友人とのつきあいを続けたいから」などの割合が高くなっている一方、「住み続けたくない」理由として、「道路網や路線バスが不便だから」の割合が高くなっています。また、「将来結婚したり、パートナーがほしい」「将来子どもがほしい」の割合はいずれも5割程度となっています。



子ども・若者が夢や希望をもって成長することを後押しする支援の検討が必要

第3章 計画の方向性

1. 基本理念 ～こどもまんなか社会の実現に向けて～

本町では、「第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画」において、「ふれ愛 ささえ愛 そだち愛 子どもが、親が、地域が育つ希望と笑顔いっぱいのまちづくり」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、第2次愛荘町総合計画では、めざすまちのすがたとして「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本町のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たなめざすすがたを設定します。

■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

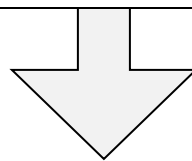
ふれ愛 ささえ愛 そだち愛
子どもが、親が、地域が育つ希望と笑顔いっぱいのまちづくり

■第2次愛荘町総合計画におけるめざすまちのすがた

愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。

■国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

こどもまんなか社会
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～



■愛荘町こども計画がめざすすがた

ふれ愛 ささえ愛 そだち愛
こどもが、親が、地域が輝く希望と笑顔いっぱいのまちづくり

2. 基本目標

本計画において「めざすがた」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 子育て・教育にかかる支援の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実に図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援等を提供します。さらに、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標2 親子、こども・若者の心身の健康づくり

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、親子の健やかな育ちや、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援、思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者がさまざまな教育や体験の機会を通じ、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となることや、将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本目標4 支援が必要なこども・若者への支援

いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーなどの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障がいのあるこども・若者や外国籍や外国にルーツを持つ人・家庭など、適切な支援につなげます。

基本目標5 こどもまんなか社会に向けた意識づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、その重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える意識づくりを行います。

■施策体系

基本目標	施策
1 子育て・教育にかかる支援の充実	1 教育・保育サービスの充実
	2 子育て相談や支援の充実
	3 仕事等と子育てとの両立支援
2 親子、こども・若者の心身の健康づくり	1 母子に対する健康支援
	2 支援を必要とするこどもの発達支援
	3 こども・若者の体力、健康づくり
	4 こども・若者のこころの健康づくり
3 こども・若者が希望を持てる社会づくり	1 未来を拓く愛荘16年教育の推進
	2 未来を担うこども・若者への支援
	3 若者のキャリア形成の支援
	4 結婚やこどもを持つことへの支援
4 支援が必要なこども・若者への支援	1 虐待の防止、早期対応
	2 いじめや不登校に対する取組の推進
	3 ひとり親家庭や外国籍の家庭への支援
	4 こどもの貧困対策
	5 障がい等のあるこども・若者への支援
	6 ヤングケアラー支援
5 こどもまんなか社会に向けた意識づくり	1 情報提供・啓発活動の推進
	2 こども・若者の意見反映と活躍促進
	3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

Ⅱ 各論

第4章 施策の展開

基本目標1 子育て・教育にかかる支援の充実

《現状と課題》

就学前児童数が減少しており、幼稚園利用者が減る一方で、保育所利用が増加し、待機児童が発生しています。また、幼稚園や保育所などの利用している施設の「親の参画度」や「安全への配慮」に対する満足度がやや低く改善が必要なほか、保育士不足で一時預かりサービスを実施できないケースもみられています。

また、充実が求められている支援策として、「児童手当等の経済的支援」や「多様な保育サービスの充実」、「身近な公園等安全な遊び場の確保」、「教育内容の充実」となっており、父親の育児参加促進も含め、包括的な子育て支援が重要です。

《めざすすがた》

質の高い教育・保育サービスをだれもが安心して利用できる体制を整え、家庭と仕事を両立できる地域をつくります。

《成果を測る指標》

指 標		現状(2024 年)	目標(2029 年)
保育所の入所待機児童数		6人	0人
子育てについて、相談できる人や場所がない人の割合(☆)	就学前保護者	7.9%	5.0%
	小学生保護者	9.6%	5.0%
男性の育児休業取得率(☆)	就学前保護者	11.1%	25.0%

※(☆)は令和5年度実施の愛荘町こどもに関するアンケート調査より

《主な取組》

1 教育・保育サービスの充実

① 教育・保育サービスの受け皿確保(子ども支援課)

保育所入所枠の拡大や保育士・支援員が働きやすい環境やしくみづくりなどによる担い手確保を通じ、待機児童の解消に努めます。

② 保育所・幼稚園と小学校との円滑な接続(子ども支援課、教育振興課、幼稚園、保育所、学校)

各校園で「保幼小連携接続カリキュラム」の作成を進めるほか、保幼小連携のための交流を積極的に行います。

③ 教育・保育人材の確保、育成(子ども支援課、教育振興課)

教育・保育人材の待遇改善や研修の充実を図るとともに、キャリアパスの明確化や支援体制の強化を図ります。

④ 学童保育所の充実(子ども支援課)

学童保育所の定員拡大や施設の環境整備とともに、延長保育や休日保育等多様なサービスの充実を図ります。また、多様なプログラムの提供や指導員の研修強化を行い、質の高い保育環境を整備します。

⑤ ニーズに応じた教育・保育サービスの提供(子ども支援課、教育振興課、幼稚園、保育所)

保育所・幼稚園の入所申込者に対する丁寧な聞き取りと保育コーディネーターの活用により、保護者の立場に立った適切な利用調整を行うとともに、延長保育、一時預かりなど子育て家庭のニーズに応じた支援策やサービスの充実を図ります。また、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、ニーズに即して適切なサービス提供に努めます。

2 子育て相談や支援の充実

① 子育てに関する相談体制の充実(子ども支援課、幼稚園、保育所、学校、子育て支援センター、社会福祉協議会、健康推進課、福祉課)

子育てに関する悩みや問題を抱える保護者の相談窓口について、オンラインの活用も含めた充実を図るとともに、子育て支援センターとこども家庭センター¹⁴の連携強化、民生委員・児童委員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業等による家庭訪問等、相談・支援体制の充実を図ります。また、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制の充実に向けて、出産・子育て応援給付金事業における妊婦等包括相談支援の確実な実施とともに、「こども家庭センター」の設置に取り組みます。

② 地域における子育て支援体制の充実(子ども支援課、子育て支援センター、保育所、幼稚園、社会福祉協議会)

子育て支援センターを中心に、「安全で気楽に遊べる・使える場」「親育ち子育ての場」「気楽に相談できる場」「子育てに関する情報発信の場」「地域や世代がつながり地域全体で子育てを応援する場」など、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

③ 家庭教育支援の充実(子ども支援課、教育振興課)

身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ¹⁵型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育の支援を行います。

④ 子育て世帯への経済的な支援(子ども支援課、住民課、教育振興課)

幼児教育・保育の無償化に加え、県制度により、3人目以降の保育料または副食費を免除する多子世帯子育て応援事業を実施します。また、出生から小学校入学までの期間の医療費および小学生から18歳に到達する年度末までの医療費(自己負担分)の助成や児童手当の支給、出産・子育て応援給付金や国民健康保険加入者に対する出産育児一時金の支給など、子育て世帯への経済的な支援を行います。

3 仕事等と子育てとの両立支援

① 誰もが働きやすい環境づくり(みらい創生課、商工観光課、商工会)

仕事と育児の両立に関する意識啓発を進めるとともに、ワークライフバランスの推進や働き方改革など、企業に対する働きかけを行います。

② 男性の子育て参加の促進(子ども支援課、みらい創生課)

男性の育児休業取得率の向上や、家事・育児等への参画をさらに進めるなど、男女が共に主体的に仕事と生活を両立しながら暮らすことができる社会の実現に向けた啓発や取組を行います。

¹⁴ こども家庭センター: 妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。

¹⁵ アウトリーチ: 対象者のいる居宅等を訪問して働きかける支援形態のこと。

基本目標2 親子、こども・若者の心身の健康づくり

《現状と課題》

母子健康手帳交付時の面接を基にした支援プランの立案や妊婦健康診査・妊婦歯科健診の受診勧奨など妊娠期からの支援や、新生児訪問、乳幼児健診における栄養指導、むし歯予防のためのフッ化物洗口、小児科発達外来への受診連携など、親子の健康づくりに取り組んでいます。

また、特に中学生では就寝時間が遅いことやスマートフォン等の利用が多いこと、若者では悩みや不安を抱えている人も多いことから、こども・若者の心身の健康づくりのための意識啓発が必要です。

《めざすすがた》

妊娠前から妊娠期、子育て期を通じて、切れ目のない支援につながることで、親子もこども・若者も心身ともに健康でいられる地域をつくれます。

《成果を測る指標》

指 標		現状(2023年)	目標(2029年)
むし歯のないこどもの割合	3歳	95.7%	98.0%
	小学1年生	79.3%	85.0%
	中学1年生	69.2%	75.0%
こどもの成長発達段階に見通しを持っている保護者の割合	4か月児	93.3%	100%
	1歳6か月児	95.1%	
	3歳6か月児	72.8%	

《主な取組》

1 母子に対する健康支援

① プレコンセプションケアの啓発(健康推進課、教育振興課、学校)

学校や地域において、男女問わず将来の妊娠などについて考えながら、自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアの考え方の啓発を図ります。

② 妊娠期から出産期までの支援(健康推進課)

母子健康手帳の交付時などの機会を通じた妊娠期における保健指導や、切れ目のない伴走型の相談支援、妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産婦健診の費用の助成や受診勧奨、悩みや困りごとの相談など、安心して出産できるよう支援を推進します。

③ 新生児・乳幼児等への支援(健康推進課)

だれもが安心して育児に取り組めるよう、新生児・乳幼児等の家庭を訪問し、子育てや生活全般に関する相談を受け、育児不安の解消や健康管理、発達支援を行います。

④ 乳幼児健診等の推進(健康推進課)

乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障がいの早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健診等により心身の発育状況の確認および適切な指導等を行います。

⑤ 親子の健康づくりの支援(健康推進課)

生活習慣の改善や食生活の見直し等について、健診や教室等の機会を通じて、親子に対する健康教育や保健指導を行います。

2 支援を必要とするこどもの発達支援

① 発達に関する相談支援(健康推進課、福祉課、教育振興課)

発達相談や検査の実施、豊郷病院の小児科発達外来の充実など、早期療育につなげるとともに、学校・園への定期的な巡回訪問などを通じ、こどもの特性に応じた支援の強化を図ります。

② 支援を必要とするこどもの継続的な支援(教育振興課、子ども支援課、健康推進課)

サポートファイルを活用することで乳幼児期から学童期への連続支援など、各関係機関と連携し総合的な支援体制を強化します。また、心のケアを必要とするこどもに対して、スクールカウンセラーの配置の強化や、学校、児童相談所、医師との連携による総合的な相談の場を確保します。

③ 療育支援体制の充実(健康推進課、福祉課)

心身の発達支援を必要とするこどもとその家族に対し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない相談支援を提供するため、県、医療機関、療育機関との連携を強化します。また、愛犬つくし教室での療育事業の拡充や障がい児相談支援事業所との連携も図り、総合的な療育支援体制を充実させます。

3 こども・若者の体力、健康づくり

① 学校や地域におけるこどもの体力の向上(健康推進課、幼稚園、保育所、学校)

学校・園において運動機会を確保するとともに、こどもの発達段階に応じた指導方法や実技等の研修による教員の指導力の向上を図ります。また、地域ボランティア等によるスポーツや外遊びの指導など、地域と一体となって、こどもの運動習慣の定着を図ります。

② 家庭、学校、地域等の連携による食育の推進(教育振興課、健康推進課、保育所、幼稚園、学校、給食センター、農林振興課)

「早寝・早起き・朝ごはん」の普及や調理体験、農業体験など、家庭、学校、地域の連携による食育の推進を図ります。また、給食を通じた食育の啓発を行います。

③ 若者の体力、健康づくりの支援(健康推進課、教育振興課)

若者の適切な食習慣や生活習慣が定着するよう、地域、学校、企業等との連携による働きかけを行います。また、スマートフォンやインターネットの利用について、健康への影響や危険性について正しい理解をもつことができるよう、周知・啓発に努めます。

④ 歯と口の健康づくりの推進(健康推進課、教育振興課、保育所、幼稚園、学校)

むし歯ゼロ作戦として5歳児、小中学生へのフッ化物洗口を実施します。また、1ロプラス10回噛む「噛む COME(カム)+10(プラステン)」の普及や、歯周疾患に関する啓発など、こども・若者の歯と口の健康づくりを推進します。

4 こども・若者のこころの健康づくり

① 第2次愛荘町のいのち支え愛プランに基づく自殺対策の推進(健康推進課、教育振興課、学校)

小中学生を対象とした「いのちの教育」や「SOS の出し方」に関する教育を実施します。生活指導、進路指導、就労指導等において、児童・生徒の異変を察知し、家庭や関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

② 悩みや不安を抱える若者等への支援(健康推進課、子ども支援課、少年センター)

中学生から20歳を対象とする心の教育相談日の開設など、相談体制の充実、関係機関との連携を図り、悩みや不安を抱える若者を支援します。

基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり

《現状と課題》

将来の夢や目標があると回答した中学生は5割弱、日本の将来が明るいと思うと回答した中学生、高校生は2割となっており、進学等への不安から将来への希望が持ちづらい様子が見えま
す。また、結婚や子どもを持つことを望む高校生の割合は5割程度となっており、すべての子ども・若
者が夢や将来の希望を持つことができるよう、意識の啓発や地域環境づくりが必要です。

《めざすすがた》

すべての子ども・若者が自分も他者も尊重しながら、将来に希望を持ち、夢の実現に向けて取り組
むことができる地域をつくりまします。

《成果を測る指標》

指 標		現状(2024 年)	目標(2029 年)
将来の夢を持つこどもの割合 (☆)	小学生	67.4%	75.0%
	中学生	46.2%	60.0%
	高校生	60.4%	70.0%
自分のことが好きだと思う(「とても 思う」+「思う」)こどもの割合 (☆)	小学生	56.0%	70.0%
	中学生	55.2%	70.0%
	高校生	64.2%	75.0%

※(☆)は令和5年度実施の愛荘町こどもに関するアンケート調査より

《主な取組》

1 未来を拓く愛荘16年教育の推進

① 基礎的読解力を育成する取組の推進(教育振興課、学校)

よむ YOMU ワークシート¹⁶(小5～小6)やタブレット等を活用して、読み解く力の育成と学習習
慣の確立に取り組まします。

② しなやかでたくましい心身を育む取組の推進(教育振興課、学校)

AISHO「ころざしシート」を活用し、学年始めに夢を記入して、学年末に振り返ることで、将来
に向けた夢をはぐくみ、望む進路の実現につなげまします。

③ 「楽読書・活メディア」「子ども読書活動」の推進(教育振興課、図書館、学校)

メディアを学びに上手に活用するとともに、図書館と学校や関係機関が連携し、家庭も含めて読
書習慣の定着に取り組むなど、「楽読書・活メディア」、「子ども読書活動」を推進まします。また、町
立図書館の児童図書充実を図るとともに、学校での読書活動の推進のため、小・中学校の学校
図書館に図書指導員を配置まします。

¹⁶ よむ YOMU ワークシート:「読み解く力」の向上を目的に、新聞記事を基に作成された補助教材のこと。

2 未来を担うこども・若者への支援

① STEAM 教育の推進(教育振興課、学校)

ICT¹⁷を活用しながら5つの領域(科学、技術、工学・ものづくり、芸術、数学)を横断的に学ぶことで、テクノロジーの進化への対応や、自発性、創造性、論理的思考力や問題解決能力といった能力を育みます。また、教職員に対する研修を充実させ、STEAM教育の専門知識と指導力を向上させるとともに、企業や大学と連携した取組の検討などリアルな経験を得る機会を創出します。

② 男女共同参画や女性活躍に向けた支援(みらい創生課)

男女平等の重要性や、性別に関係なく同様の機会を持つことの意義の理解を促進します。また、活躍する女性のロールモデルとの交流の機会を創出することで、こどもたちに多様な職業選択の可能性を示します。

3 若者のキャリア形成の支援

① 高校中退後などの若者支援(子ども支援課)

高校中退者等を対象に、地域資源(高校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等)を活用しながら社会的自立をめざし、高等学校卒業程度の学力を身に付けるための学習相談および学習支援、就労支援等を提供・実施します。

② 職業能力の育成支援(商工観光課)

ハローワーク等と連携し、職業教育プログラムを充実させ、実践的なスキルが学べる場を提供します。また、地域の企業と連携してインターンシップや職場体験の機会を増やし、実際の職場環境での経験を積むことを促進します。

③ 高等教育段階への就学支援(福祉課、子ども支援課、教育振興課)

経済的な理由で進学を諦めることがないよう奨学金や貸付制度を周知するとともに、大学や専門学校と連携して、進学に関する情報提供を行い、適切な進路選択を支援します。

4 結婚やこどもを持つことへの支援

① ライフデザインに関する啓発(教育振興課、生涯学習課、学校)

学校や地域で、自分の将来の人生を考えるライフデザイン教育を行い、こども・若者が将来の生活設計について学ぶ機会を提供します。また、ワークショップやセミナーを開催し、幅広い世代にライフデザインの重要性を伝えるとともに、キャリアプランニングやファイナンシャルプランニングの情報を提供します。

② 結婚支援に向けた取組の推進(みらい創生課)

湖東圏域(1市4町)でしが結¹⁸の出張登録会を開催し、結婚を希望する方の出会いの場を提供します。また、結婚に伴う経済的負担を軽減するために愛荘町結婚新生活支援補助金の周知を図ります。

¹⁷ ICT:Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

¹⁸ しが結(ゆい):結婚を希望する方のめぐりあいを応援するため、滋賀県が開設した結婚支援センターのこと。

基本目標4 支援が必要なこども・若者への支援

《現状と課題》

少子化や情報化社会の進展などを背景に、地域におけるつながりが希薄化しています。そのため、貧困やひきこもり、ヤングケアラーなどの困難を抱えているこども・若者が社会的に孤立している状況が懸念されます。

また、愛荘町では外国人人口が増加しており、外国籍や外国にルーツを持つこども・若者の支援も課題となっています。

《めざすすがた》

障がいや貧困、ひきこもりなどの様々な困難を抱えるこども・若者およびその家庭が、早期に適切な支援につながり、社会的に孤立することなく、自立した生活を送ることができる地域をつくります。

《成果を測る指標》

指 標		現状(2024 年)	目標(2029 年)
「子育てを楽しんでいると感じるこどもの割合が多い」保護者の割合(☆)	就学前	36.7%	60.0%
	小学生	27.4%	60.0%
悩みや不安を感じたときに相談する相手がいなくて困るこどもの割合(☆)	小学生	8.3%	4.0%
	中学生	11.3%	5.0%
	高校生	7.5%	3.0%

※(☆)は令和5年度実施の愛荘町こどもに関するアンケート調査より

《主な取組》

1 虐待の防止、早期対応

① 子育てに困難を抱える世帯の支援(子ども支援課)

家庭児童相談に対応する子育てアドバイザーを設置し、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進するとともに、子育てに困難を抱える家庭の早期の把握に努め、虐待のリスクのある家庭に対して相談・支援を行います。また、こども家庭センターにおいて、誕生後から成人に至るまで切れ目のない相談支援を推進するとともに、子育てに困難を抱える世帯の状況に応じて、必要な支援の調整(コーディネート)を行います。

母子保健で実施しているハイリスク妊産婦・新生児援助事業における医療機関との連携により、早期に支援が必要な妊産婦・新生児を把握し支援することで、虐待の未然防止また早期発見・早期対応を図ります。

② 虐待の早期発見・早期対応(子ども支援課)

県発行の「子どもの虐待対応マニュアル」、「愛荘町児童虐待防止マニュアル」に基づき、関係機関や学校、幼稚園、保育所へ研修を実施します。要保護児童対策地域協議会¹⁹を中心に関係機関との連携のもと、虐待防止ネットワークの拡充・活動強化を図り、虐待の早期発見、発生時の迅速・的確な対応を図ります。また、転入・転出を機に要保護児童への支援が途切れることがないよう、児童相談所や広域での連携を強化します。

¹⁹ 要保護児童対策地域協議会:要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、関係組織等により構成される機関のこと。

2 いじめや不登校に対する取組の推進

① いじめ対策の推進(教育振興課、学校、健康推進課、子ども支援課、少年センター)

こどもの悩みや人間関係、いじめ、不登校の問題について対応できるよう、学校や電話での相談、ケースの発見から支援・解決までを導く体制を強化します。また、教員の意識や専門性の向上を図るため、臨床心理士による巡回訪問・助言を行います。さらに、すべてのこどもが自分の大切さ、他者の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育に取り組みます。

② 不登校対策の推進(教育振興課、子ども支援課)

不登校またはその傾向のあるこどもに対して、スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングや、保護者や地域と連携し、家庭でもサポートが受けられる環境整備を進めるとともに、居場所支援や学習支援のプログラムの充実に努めます。

3 ひとり親家庭や外国籍の家庭への支援

① 保護者に対する支援(子ども支援課)

経済的な困窮をはじめ、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、保護者が抱える課題に対応するため、相談支援の充実や関係機関との連携による支援の充実に取り組みます。また、外国籍の保護者に対する日本語教室や、多言語やさしい日本語による情報提供に努めます。

② こども本人に対する支援(みらい創生課、福祉課、子ども支援課、教育振興課)

日本語指導等が必要な外国籍の児童・生徒のために、初歩的・基礎的な生活の知識や、日本語指導を行う教室や様々な文化・価値観について学ぶ多文化学習教室を開催するなど、支援強化に努めます。また、生活困窮世帯の児童・生徒に対しては学習支援教室を行い、すべてのこどもが確かな学力を身につけられるよう支援を行います。

③ 相談支援の充実(子ども支援課、教育振興課、健康推進課、みらい創生課)

育児、家事、教育、就労、健康などのひとり親の悩みに対応する相談窓口を充実させます。

また、外国人住民が生活習慣や言葉の違いから情報を得にくい現状を踏まえ、定住外国人生活支援員や教育現場での通訳支援員を配置し、多言語対応の窓口と情報提供を強化します。

4 こどもの貧困対策

① 経済的な安定を図るための支援(福祉課、子ども支援課)

関係機関と連携し、各種手当の給付やさまざまな助成制度により、生活の基盤を支え、こどもの養育に係る経済的負担の軽減を図ります。

② 相談支援の充実(子ども支援課、教育振興課、福祉課、社会福祉協議会)

教育、就労、健康などさまざまな悩みに対応する相談窓口の充実に努めます。また、地域の関係機関と協力し、窓口の相談につながりにくい方などへのアウトリーチについても検討を進めます。

③ こどもの貧困に対する理解促進(子ども支援課、教育振興課)

子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体が一体となって取り組む必要があることについての理解を促進します。

5 障がい等のあるこども・若者への支援

① 障がいのあるこどもへの支援体制の強化(教育振興課、健康推進課、福祉課、子ども支援課)

発達障がいや障がいのあるこどもが適切な支援を受けることができるよう、介助者となる親への情報提供などの支援に取り組みます。また、関係者が連携・協力し、障がいのあるこどもの地域社会への参加および包摂(インクルージョン)の推進を支援します。

② インクルーシブ²⁰保育・教育の推進(子ども支援課、教育振興課、健康推進課)

年齢や障がいの有無に関わらず、すべてのこどもを受け入れて一緒に過ごす保育に取り組むとともに、特別支援学校等との連携により、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒との交流・体験学習の機会の充実や副籍制度²¹の周知・啓発に努めます。

③ 医療的ケア児²²、重症心身障がい児などへの支援(福祉課、健康推進課)

医療的ケア児のニーズの把握に努めるとともに、必要なサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関係機関による協議の場の意見等も踏まえながら、支援体制の構築を図ります。また、重症心身障がい児の健康保持と、その家族の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス等の充実に努めます。

④ 保護者やきょうだいへの相談支援の充実(福祉課、健康推進課)

保護者やきょうだいが抱える課題を受け止め、内容により専門機関へ適切につなげられるよう、相談窓口の充実・強化や支援機関のネットワークづくりを進めます。また、きょうだい向けの交流イベントや家族向けにレスパイトケア(一時的な休息)サービスを充実させ、孤立感および家族負担の軽減を図ります。

6 ヤングケアラー支援

① 早期把握による対策の充実(子ども支援課)

学校関係者をはじめ、サービス提供など支援を行う専門職等が、ヤングケアラーについて理解を深めるとともに、連携体制を構築し、早期把握につなげます。また、こども本人の意思を尊重し、寄り添いながら、電話や SNS 等多様な媒体を利用した相談窓口の充実や民間を活用した居場所支援の充実などさまざまな面からサポートできる体制づくりを進めます。

② 家族全体を含めた支援(子ども支援課)

家庭の状況に応じた支援につなげることができるよう、重層的な支援体制を構築し、家族全体を含めた包括的な支援により、ヤングケアラーの心身の負担軽減や生活環境の改善を図る多様な支援策を推進します。

²⁰ インクルーシブ:「包摂的な」「包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる概念のこと。

²¹ 副籍制度:副籍とは副次的な学籍の略称であり、対象児童が居住地を通学区域とする小学校と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」との両方を実現するための仕組みのこと。

²² 医療的ケア児:日常生活および社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

基本目標5 こどもまんなか社会に向けた意識づくり

《現状と課題》

こどもを取り巻く環境は複雑化・複合化しており、こどもの利益を最優先に考えた取組や政策による「こどもまんなか社会」の実現が求められています。地域全体でこども・若者の声を尊重し、だれもが安心して成長できる環境を整える意識づくりが重要です。

《めざすすがた》

個性や多様性が尊重され、すべてのこども・若者が自己肯定感を高め、夢や希望に向かってチャレンジすることができる地域をつくります。

《成果を測る指標》

指 標		現状(2024 年)	目標(2029 年)
こども・若者の意見を聴取する取組の実施回数		1 回	3 回
安心できる居場所がないこどもの割合(☆)	小学生	0.4%	0.0%
	中学生	1.8%	0.0%
	高校生	0.0%	0.0%

※(☆)は令和5年度実施の愛荘町こどもに関するアンケート調査より

《主な取組》

1 情報提供・啓発活動の推進

① こども・若者への周知・啓発(子ども支援課)

すべてのこども・若者が健やかに成長することができ、心身の状況や環境等に関わらず、権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できるなど、こどもまんなか社会の考え方について周知・啓発し、学校、家庭、地域における実践を促進します。

② 大人に対するこどもの権利に関する周知・啓発(子ども支援課)

こども基本法や子どもの権利条約について、パンフレット(やさしい版)の配布や、学校や地域等で学習する機会を設け、こどもの権利について周知します。

③ こどもまんなか社会に向けた機運醸成(子ども支援課)

こども・若者が主体的に参画するイベントや講座を開催するなど、地域全体を通じてこどもまんなか社会に向けた機運醸成を図ります。

2 こども・若者の意見反映と活躍促進

① こども・若者の意見を聴く機会の確保(子ども支援課)

こども・若者の考えを聴くため、ワークショップやアンケート、SNS などを活用した意見募集など、日常的に意見を集める仕組みを構築します。

② こども・若者の意見の町政への反映(子ども支援課、教育振興課、議会事務局)

収集した意見をまちづくりにいかしていくため、行政施策の立案や地域活動において、こども・若者の視点を取り入れることを推進します。また、子ども議会など、こども・若者が町政に興味を持てもらえる機会を創出します。

3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

① こどもの遊び場や交流機会の創出(生涯学習課、子ども支援課、歴史文化博物館)

子ども会活動やPTA活動、公園や広場など、こどもの安全な遊びの環境を提供するとともに、スポーツや歴史文化を通じた体験等を通じ、こども同士、若者同士や世代間も含めた多様な交流を促進します。

② こども・若者の居場所づくり(子ども支援課、社会福祉協議会)

地域のこども食堂など、こども・若者が安心できる居場所について、関係機関と連携しながら確保するとともに、必要とする人が利用することができるよう、情報の周知を図ります。

③ 地域の安全環境の向上(教育振興課、くらし安全環境課、生涯学習課)

通学路の安全確保のためのスクールゾーンの整備・点検や安全な通学方法の検討・支援、交通安全教室などを行います。また、保育所、幼稚園、学校における防犯対策の徹底や、不審者情報の保護者への提供、「こども110番のおうち」の登録促進など、犯罪被害からこども・若者を守る取組を推進します。

④ 防災対策の推進(くらし安全環境課)

災害発生や避難所生活において、こども・若者の最善の利益を考慮しつつ、円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるよう、避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援など、事前の備えを行います。

1. 量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

愛荘町においては、前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育提供を行います。

(2) 教育・保育事業について

愛荘町では、ニーズ調査の実施結果と町の状況を踏まえて「量の見込み」を決定し、それに対応するための「確保の方策」を以下のように設定します。

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※広域利用を含みます。

■教育(1号認定)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	190	179	165	151	136
②確保の方策	人	190	179	165	151	136
②-①	人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○教育利用については、130～190 人程度で推移すると予測されます。教育の定員数は、令和6年度現在、400 名（公立幼稚園 2 園）となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■保育(2号認定)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	306	316	319	319	317
②確保の方策	人	306	316	319	319	317
②-①	人	0	0	0	0	0

■保育(3号認定:0 歳)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	15	16	18	19	20
②確保の方策	人	15	16	18	19	20
②-①	人	0	0	0	0	0

■保育(3号認定:1 歳)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	60	69	71	73	75
②確保の方策	人	60	69	71	73	75
②-①	人	0	0	0	0	0

■保育(3号認定:2 歳)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	95	79	90	92	94
②確保の方策	人	95	79	90	92	94
②-①	人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○保育利用については、480～500人程度で推移すると予測されます。この人数は、令和元年度～令和6年度の利用実績とほぼ同程度で、提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

(3)地域子ども・子育て支援事業について

■延長保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	375	375	375	375	375
②確保の方策	人	375	375	375	375	375
②-①	人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○延長保育事業については、令和6年度現在、町内保育所全園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みと確保の方策

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1年生	人	74	75	69	83	87
	2年生	人	69	66	67	61	73
	3年生	人	58	63	60	60	54
	4年生	人	28	24	28	27	28
	5年生	人	19	21	17	19	18
	6年生	人	8	9	10	9	10
	合計	人	256	258	251	259	270
②確保の方策		人	256	258	251	259	270
②-①		人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、令和6年度現在、6か所で実施しています。現状の最大定員数は272名のため、今後の利用ニーズを注視し、必要に応じて、提供体制の拡充に向けた方策の検討を進めます。

■ショートステイ(子育て短期支援事業)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	50	52	55	56	59
②確保の方策	延べ人数	50	52	55	56	59
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ショートステイ(子育て短期支援事業)については、事業者への委託により実施します。実際の利用は少数ですが、緊急時のセーフティネットとして、保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保します。

■子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	17,848	17,661	18,726	19,092	19,404
②確保の方策	延べ人数	17,848	17,661	18,726	19,092	19,404
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）については、令和6年度現在、3か所で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■幼稚園における一時預かり事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	7,615	7,604	7,405	7,139	6,756
②確保の方策	延べ人数	7,615	7,604	7,405	7,139	6,756
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

■上記（幼稚園）以外における一時預かり事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	182	174	171	164	156
②確保の方策	延べ人数	182	174	171	164	156
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園における一時預かり（在園児を対象とした預かり保育）については、令和6年度現在、町内幼稚園2園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

○保育所等での一時預かりについては、令和6年度現在、町内保育所5園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	40	43	45	47	50
②確保の方策	延べ人数	40	43	45	47	50
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、湖東定住自立圏域で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	5	5	6	6	7
②確保の方策	延べ人数	5	5	6	6	7
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、湖東定住自立圏域で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	248	247	244	241	238
	回	1,984	1,976	1,952	1,928	1,904
②確保の方策	人	248	247	244	241	238
	回	1,984	1,976	1,952	1,928	1,904
②-①	人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健康診査事業については、全国の医療機関での受診を対象に助成を行います。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる状態であり、引き続きニーズに応じた提供に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	146	145	144	142	140
②確保の方策	人	146	145	144	142	140
②-①	人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、引き続き、実施率 100%をめざして取り組みます。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	15	15	15	15	15
②確保の方策	人	15	15	15	15	15
②-①	人	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、町とNPO法人で、包括的な相談支援に取り組みます。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、引き続き、安定的な供給を図ります。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	30	30	30	30	30
②確保の方策	延べ人数	30	30	30	30	30
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て世帯訪問支援事業については、事業者への委託により実施します。家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保します。

■児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保の方策

提供体制、確保策の考え方

○児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

○本町においては、事業実施の場所や人材の確保が困難なため実施しない方針とします。また、ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

■親子関係形成支援事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人	—	—	—	—	—
②確保の方策	人	—	—	—	—	—
②-①	人	—	—	—	—	—

提供体制、確保策の考え方

○町単独での実施が困難なため、圏域での実施について検討します。

■利用者支援事業の量の見込みと確保の方策

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型	①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	箇所	1	1	1	1	1
特定型	①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	②確保の内容	箇所	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業	①量の見込み	人	146	145	144	142	140
	(上段:人、下段:回)	(回)	438	435	432	426	420
	②確保の内容	人	146	145	144	142	140
	(上段:人、下段:回)	(回)	438	435	432	426	420

提供体制、確保策の考え方

- 令和7年度以降、本町では「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業型」の4つの利用者支援事業に取り組みます。
- こども家庭センター型は、こども家庭センターにおいて妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。
- 妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦や配偶者に対して、妊娠届の提出時から出生届等の提出時まで1組当たり2～3回の面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業について

提供体制、確保策の考え方

- こどもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。国の状況をみながら必要に応じて適切に対応するため、検討していきます。

■多様な事業者の参入促進事業・能力活用事業について

提供体制、確保策の考え方

- 市町村が、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して、巡回支援等を行う事業です。必要に応じて事業実施について検討していきます。
- 健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業です。必要に応じて事業実施について検討していきます。

■産後ケア事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ人数	10	10	10	10	10
②確保の方策	延べ人数	10	10	10	10	10
②-①	延べ人数	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産婦が心身のケアおよび育児のサポートを受けながら、安心して子育てできる体制の確保を進めます。

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保の方策

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	①量の見込み	延べ人数	-	44	43	42	41
	②確保の内容	延べ人数	-	44	43	42	41
	②-①	延べ人数	-	44	43	42	41
1 歳	①量の見込み	延べ人数	-	57	55	53	50
	②確保の内容	延べ人数	-	57	55	53	50
	②-①	延べ人数	-	57	55	53	50
2 歳	①量の見込み	延べ人数	-	40	42	40	38
	②確保の内容	延べ人数	-	40	42	40	38
	②-①	延べ人数	-	40	42	40	38

提供体制、確保策の考え方

○令和8年度からの事業実施をめざし、関連施設等との協議・準備、受け皿の確保を進めます。
○事業開始後、利用状況等を見定め、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを行います。

1. 計画の推進に向けて

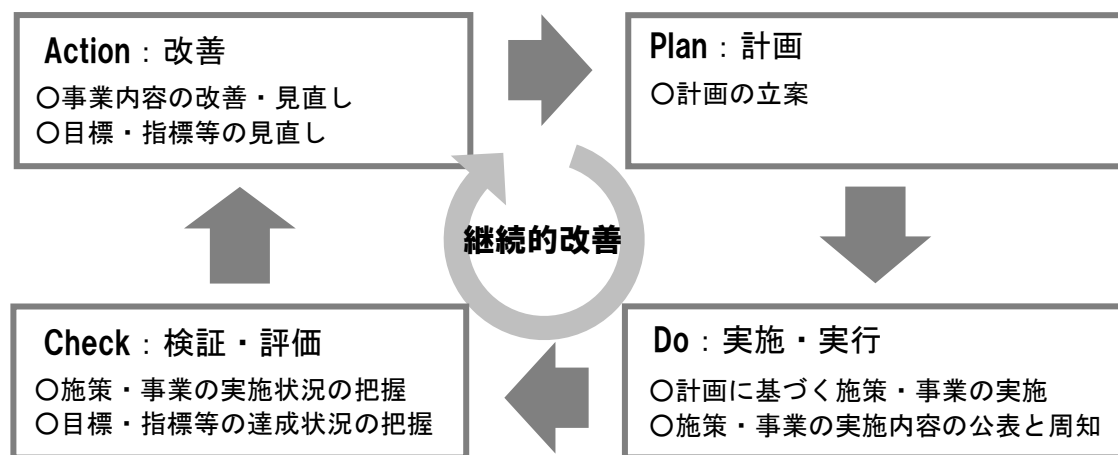
本計画は、すべての子育て家庭、こども・若者を対象とする計画です。計画の推進に向けては、子育て家庭やこども・若者などの当事者をはじめ、こども園や保育所、学校、地域、住民、その他関係機関・団体等が一体となって取り組みます。

本計画を協働により進めていくためには、本計画で示した考え方、各種取組について広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、SNS、窓口等において情報提供を行うとともに、こども・若者の意見を聴く場を設けるなど、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等のこども・子育てに関する情報についても住民への周知・啓発を図ります。

2. 計画の点検・検証

各種施策および本計画の推進については、実効性を高めるため、愛荘町子ども・子育て会議において計画の進捗について点検・検証する機会を設け、またその内容について公表します。

計画の進捗状況の確認を踏まえて愛荘町のこども・子育て支援がさらに推進されるよう、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】の PDCA サイクルを活用します。



資料編

1. 愛荘町子ども・子育て会議条例

平成25年6月7日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条の規定に基づき、愛荘町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者および有識者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による町民代表者
- (7) その他、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長および副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 愛荘町子ども・子育て会議委員名簿

所属等	委員名	備考
びわこ学院大学 教授	烏野 猛	会長
愛荘町 PTA 連絡協議会（秦荘東小学校 PTA 会長）	水野 喜昭	令和 5 年度
愛荘町 PTA 連絡協議会（愛知川小学校 PTA 会長）	森 智華子	令和 6 年度
幼稚園保護者代表（秦荘幼稚園保護者代表）	勝間 光	令和 5 年度
幼稚園保護者代表（秦荘幼稚園 PTA 会長）	濱田 志おり	令和 6 年度
保育園保護者代表（つくし保育園保護者会代表）	教野 晶子	令和 5 年度
保育園保護者代表（つくし保育園保護者会代表）	馬場 ますみ	令和 6 年度
愛荘町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	加藤 ひろみ	
子育て支援センター運営委員会 副会長	大辻 登代子	
愛荘町保育協議会 代表 愛知川保育園 園長	豊満 寛	
愛荘町社会福祉協議会	中西 桃子	
幼稚園代表 愛知川幼稚園 園長	國領 順子	
放課後児童支援員	富田 香里	
教育委員会学校教育担当課長	奥村 晃	
福祉政策監	木村 美紀	
公募	福田 裕子	
公募	槇原 妙美	
愛荘町教育委員会 教育委員	中村 由香里	

敬称略

3. 策定経過

令和5年度 (2023年度)	7月26日(水)	第1回 愛荘町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について ・子ども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)について
	11月7日(火)	第2回 愛荘町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画にかかるアンケートについて
	1月～2月	アンケート調査の実施
	3月13日(水)	第3回 愛荘町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画にかかるアンケートの集計および速報値について
令和6年度 (2024年度)	6月18日(火)	第1回 愛荘町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について ・こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)について
	8月27日(火)	第2回 愛荘町子ども・子育て会議 ・こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)について
	10月22日(火)	第3回 愛荘町子ども・子育て会議 ・こども計画(素案)について
	12月19日(木)	第4回 愛荘町子ども・子育て会議 ・こども計画(素案)について ・意見募集(パブリックコメント)の実施について
	12月25日(水) から 1月24日(金)まで	パブリックコメント
	3月17日(月)	第5回 愛荘町子ども・子育て会議 ・愛荘町こども計画(案)のパブリックコメントの結果について ・愛荘町こども計画(案)の承認について

愛荘町こども計画

編集・発行 愛荘町 子ども支援課

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

電話：0749-42-7693 FAX：0749-42-5887

